

平成三年国家公安委員会規則第四号

暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律施行規則

暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成三年法律第七十七号)の規定に基づき、

目次

第一章 総則(第一条―第十二条)

第二章 暴力的要要求行為の規制等(第十二条―第十九条)

第三章 対立抗争時の事務所の使用制限等(第二十条―第二十一条の十二)

第四章 加入の強要の規制その他の規制等(第二十二条―第二十六条)

第五章 事務所等における禁止行為等(第二十七条・第二十八条)

第六章 損害賠償請求等の妨害の規制(第二十九条)

第四章の二 特定危険指定暴力団等の指定等(第三十三条―第三十二条の九)

第五章 報告及び立入り(第三十三条―第三十六条)

第六章 仮の命令(第三十七条・第三十八条)

第七章 公安委員会相互の協力(第三十九条―第四十一条)

第八章 公安委員会の報告等(第四十二条―第四十四条)

第九章 雜則(第四十五条―第五十条)

附則
第一章 総則
(暴力的不法行為等)

第一条 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(以下「法」という。) 第二条第一号の

国家公安委員会規則で定める罪は、次のとおりとする。

一 爆発物取締罰則(明治十七年太政官布告第三十二号) 第一条から第三条までに規定する罪

二 刑法(明治四十年法律第四十五号) 第九十五条、第九十六条の二から第九十六条の四まで、

第九十六条の五(第九十六条の二から第九十六条の四までに係る部分に限る)、第九十六条の

六第一項、第一百三条、第一百四条、第一百五条の二、第一百七十五条、第一百七十七条第一項若しくは

第三項、第一百七十九条第二項、第一百八十条(第一百七十七条第一項及び第三項並びに第一百七十九

条第二項に係る部分に限る。以下この号において同じ)、第一百八十七条第二項(第一百七十七条

第一項及び第三項、第一百七十九条第二項並びに第一百八十条に係る部分に限る)、第一百八十二条

第三項、第一百八十五条から第一百八十七条まで、第一百九十九条、第二百一条、第二百三条(第一百

九十九条に係る部分に限る)、第二百四条、第二百五条、第二百八条、第二百八条の二、第二

百二十条から第二百二十三条まで、第二百二十五条から第二百二十六条の三まで、第二百二十

七条第一項(第二百二十五条及び第二百二十六条から第二百二十六条の三までに係る部分に限

る。以下この号において同じ)から第四項まで、第二百二十八条(第二百二十五条、第二百

二十五条の二第一項、第二百二十六条から第二百二十六条の三まで並びに第二百二十七条第一

項から第三項まで及び第四項前段に係る部分に限る)、第二百二十八条の三、第二百三十四

条、第二百三十五条の二から第二百三十七条まで、第二百四十条(第二百三十六条に係る部分

に限る。以下この号において同じ)、第二百四十二条第一項(第二百三十六条に係る部分に限

る)若しくは第三項(第二百三十六条に係る部分に限る。以下この号において同じ)、第二

百四十三条(第二百三十五条の二、第二百三十六条、第二百四十条及び第二百四十二条第三項

に係る部分に限る)、第二百四十六条(第六十条の規定が適用される場合に限る。以下この号

において同じ)、第二百四十六条の二(第六十条の規定が適用される場合に限る。以下この号

において同じ)、第二百四十九条、第二百五十条(第二百四十六条、第二百四十六条の二及び

第二百四十九条に係る部分に限る)又は第二百五十八条から第二百六十一条までに規定する罪

三 暴力行為等処罰に関する法律(大正十五年法律第六十号)に規定する罪

四 盗犯等の防止及び処分に関する法律(昭和五年法律第九号) 第二条(刑法第二百三十六条に

係る部分に限る。以下この号において同じ)に係る部

分に限る。)、第三条(刑法第二百三十六条及び第二百四十三条に係る部分に限る。)又は第四条(刑法第二百三十六条に係る部分に限る。)に規定する罪

五 労働基準法(昭和二十二年法律第四十九号) 第百十七条又は第二百八十三条第一項(第六条及び第五十六条に係る部分に限る。)に規定する罪

六 職業安定法(昭和二十二年法律第二百四十一号) 第六十三条、第六十四条第一号、第一号の二

(第三十条第一項、第三十二条の六第二項(第三十三条第四項において準用する場合を含む。)及び第三十三条第一項に係る部分に限る。)、第四号、第五号若しくは第十号又は第六十六条第

一号若しくは第三号に規定する罪

七 児童福祉法(昭和二十二年法律第二百四十一号) 第六十条第一項又は第二項(第三十四条第一

項第四号の二、第五号、第七号及び第九号に係る部分に限る。)に規定する罪

八 金融商品取引法(昭和二十三年法律第二十五号) 第百九十七条の二第十号の四、第十号の五

若しくは第十号の八から第十号の十まで、第二百九十八条第一号、第三号、第三号の三、第四

号、第四号の二若しくは第六号から第七号まで、第二百九十八条の四、第二百九十八条の五第二号

の二(第五十七条の二十第一項に係る部分に限る)、第二百九十八条の六第一号(第二十九条の二第一項から第三項まで、第五十九条の二第一項及び第三項、第六十条の二第一項及び第三

項、第六十六条の二、第六十六条の二十八、第六十六条の五十一、第八十一条、第二百二条の十

五、第二百六条の十一、第二百五十五条の二、第二百五十六条の三、第二百五十六条の二十の三、第二百

五十六条の二十の十七、第二百五十六条の二十四第二項から第四項まで並びに第二百五十六条の四

十に係る部分に限る。)若しくは第十一号の五、第二百条第十三号若しくは第十七号(第二百六

条の三第一項及び第四項、第二百六条の十七第一項及び第三項並びに第二百五十六条の五の五第一

項及び第四項に係る部分に限る)、第二百五十五条第九号、第十三号(第二百六条の三第三項(第二百

六条の十第四項及び第二百六条の十七第四項において準用する場合を含む。)及び第二百五十六条

の五の五第三項に係る部分に限る。)若しくは第十六号、第二百五十五条の二の三第一号(第三十

一条第一項、第五十七条の十四、第六十条の五第一項、第六十三条第八項(第六十三条の三第一

項において準用する場合を含む。)、第六十三条の九第七項(第六十三条の十一第二項において

準用する場合を含む。)、第六十六条の五第一項、第六十六条の三十一第一項、第六十六条の四

五十四第一項及び第二百五十六条の五十五第一項に係る部分に限る。)、第二号(第三十二条の三

及び第六十六条の六に係る部分に限る。)若しくは第四号(第三十六条の二第二項及び第六十

六条の八第二項に係る部分に限る。)又は第二百六条第二号(第二百四十九条第二項前段(第二百

五十三条の四において準用する場合を含む。)及び第二百五十五条の七に係る部分に限る。)、第二

八号(第二百五十六条の十三に係る部分に限る。)、第九号の二(第二百五十六条の二十の十一及び

第二百五十六条の二十の二十一第二項に係る部分に限る。)若しくは第十号(第二百五十六条の二

十八第三項に係る部分に限る。)に規定する罪

九 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和二十三年法律第二百二十二号) 第四

十九条第五号若しくは第六号、第五十条第一項第四号(第二十二条第一項第三号及び第四号

(第三十二条の二十三及び第三十二条第三項において準用する場合を含む。)に係る部分に限

る。)、第五号(第二十八条第二項第三号に係る部分に限る。)、第六号、第八号(第三十二条

の十三第二項第三号及び第四号に係る部分に限る。)、第九号若しくは第十号又は第五十二条第

一号に規定する罪

十 大麻取締法(昭和二十三年法律第二百二十四号) 第二十四条、第二十四条の二、第二十四条の二

四、第二十四条の六又は第二十四条の七に規定する罪

十一 船員職業安定法(昭和二十三年法律第二百三十号) 第百十二条第一号、第二号(第三十四条

第一項、第五十五条第一項及び第六十条第二項に係る部分に限る。)若しくは第五号又は第二百

四十四条第二号若しくは第三号(第六十二条第一項に係る部分に限る。)に規定する罪

十二 競馬法(昭和二十三年法律第二百五十八号) 第三十条第三号又は第三十四条に規定する罪

十三 自転車競技法(昭和二十三年法律第二百九号) 第五十六条第二号又は第五十八条第三号に

規定する罪

十四 建設業法（昭和二十四年法律第百号）第四十七条第一項第一号若しくは第三号又は第五十条第一項第一号、第二号（第十一条第一項及び第三項（第十七条において準用する場合を含む。）に係る部分に限る。）若しくは第三号に規定する罪十五 弁護士法（昭和二十四年法律第二百五号）第七十七条第三号又は第四号に規定する罪十六 火薬類取締法（昭和二十五年法律第百四十九号）第五十八条第一号から第四号まで又は第五十九条第二号（第二十一条に係る部分に限る。）第四号若しくは第五号に規定する罪十七 小型自動車競走法（昭和二十五年法律第二百八号）第六十一条第二号又は第六十三条第三号に規定する罪十八 毒物及び劇物取締法（昭和二十五年法律第三百三号）第二十四条第一号（第三条に係る部分に限る。）に規定する罪十九 港湾運送事業法（昭和二十六年法律第一百六十一号）第三十四条第一号に規定する罪二十 投資信託及び投資法人に関する法律（昭和二十六年法律第一百九十八号）第二百四十五条第三号又は第二百四十六条第一号（第一百九十九条第一項に係る部分に限る。）若しくは第八号に規定する罪二十一 モーターボート競走法（昭和二十六年法律第二百四十二号）第六十五条第二号又は第六十八条第三号に規定する罪二十二 覚醒剤取締法（昭和二十六年法律第二百五十二号）第四十一条、第四十二条の二、第四十三条の三第一項第一号、第三号若しくは第四号、第二項（同条第一項第一号、第三号及び第四号に係る部分に限る。）若しくは第三項（同条第一項第一号、第三号及び第四号並びに第二項（同条第一項第一号、第三号及び第四号に係る部分に限る。）に係る部分に限る。）第四十条の四第一項第三号から第五号までに係る部分に限る。）若しくは第三項から第五号までに係る部分に限る。）に係る部分に限る。）に規定する罪二十三 旅券法（昭和二十六年法律第二百六十七号）第二十三条第一項第一号、第二項（同条第一項第一号に係る部分に限る。以下この号において同じ。）又は第三項（同条第一項第一号及び第二項に係る部分に限る。）に規定する罪二十四 出入国管理及び難民認定法（昭和二十六年政令第三百十九号）第七十四条から第七十四条の九から第四十一条の十一まで又は第四十一条の十三に規定する罪二十五 宅地建物取引業法（昭和二十七年法律第百七十六号）第七十九条第一号若しくは第二号、第八十二条第一号、第二号（第十二条第二項に係る部分に限る。）若しくは第三号又は第八十三条第一項第一号（第九条及び第五十三条（第六十三条の三第二項において準用する場合を含む。）に係る部分に限る。）に規定する罪二十六 酒税法（昭和二十八年法律第六号）第五十四条第一項若しくは第二項又は第五十六条第二号、第八十二条第一号、第二号（第十二条第二項に係る部分に限る。）若しくは第三号又は第六十六条（小分け、譲渡し、譲受け及び所持に係る部分に限る。）又は第六十七条から第六十八条の二までに規定する罪二十七 武器等製造法（昭和二十八年法律第一百四十五号）第三十二条、第三十三条の二又は第三十二条の三第一号若しくは第四号に規定する罪二十九 出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律（昭和二十九年法律第百九十五号）第五条に規定する罪三十 売春防止法（昭和三十一年法律第百十八号）第六条、第七条第二項若しくは第三項（同条第二項に係る部分に限る。）第八条第一項（第七条第二項に係る部分に限る。）又は第十条から第十三条までに規定する罪

三十一 銃砲刀剣類所持等取締法（昭和三十三年法律第六号）第三十二条から第三十二条の四まで、第三十二条の七から第三十二条の九まで、第三十二条の十一第一項第一号若しくは第二号若しくは第二項、第三十二条の十二、第三十二条の十三、第三十二条の十五、第三十二条の十六第一項第一号から第三号まで若しくは第二項、第三十二条の十七、第三十二条の十八第一項若しくは第二項第二号、第三十二条第一号、第三号若しくは第四号又は第三十五条第二号（第二十二条の二第一項及び第二十二条の四に係る部分に限る。）に規定する罪三十二 割賦販売法（昭和三十六年法律第百五十九号）第四十九条第二号、第三号若しくは第六号又は第五十三条の二第一号（第三十三条の三第一項、第三十五条の二の十三第一項、第三十二条の二第一項及び第三十五条の十七の六第一項に係る部分に限る。）に規定する罪三十三 著作権法（昭和四十五年法律第四十八号）第一百九十二条第一項第三号に規定する罪三十四 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和四十五年法律第百三十七号）第二十五条第一項第一号、第二号、第八号、第九号、第十三号若しくは第十四号若しくは第二項（同条第一項第十四号に係る部分に限る。）、第二十六条第三号、第四号若しくは第六号（第二十五条第一項第十四号に係る部分に限る。）、第二十九条第一号（第七条の二第四項（第十四条の二第三項及び第十四条の五第三項において読み替えて準用する場合を含む。）及び第九条第六項（第十五条第二号（第七条の二第三項（第十四条の二第三項及び第十四条の五第三項において準用する場合を含む。）、第九条第三項（第十五条の二の六第三項において読み替えて準用する場合を含む。）に係る部分に限る。）に規定する罪三十五 火炎びんの使用等の处罚に関する法律（昭和四十七年法律第十七号）第二条又は第三条に規定する罪三十六 建設労働者の雇用の改善等に関する法律（昭和五十一年法律第三十三号）第四十九条第一号又は第五十二条第四号若しくは第六号に規定する罪三十七 銀行法（昭和五十六年法律第五十九号）第六十二条第一号、第六十二条の二第一号又は第六十三条の三第二号（第五十二条の七八第一項に係る部分に限る。）に規定する罪三十八 貸金業法（昭和五八年法律第三十二号）第四十七条第一号若しくは第二号、第四十七条の三第一項第一号、第二号（第十二条第二項に係る部分に限る。）若しくは第三号、第四十八条第一項第一号の三（第二十四条第二項、第二十四条の二第二項、第二十四条の三第二項、第二十四条の四第二項及び第二十四条の五第二項において準用する第十二条の七に係る部分に限る。）、第三号の三（第二十四条第二項、第二十四条の二第二項、第二十四条の三第二項、第五十条第一項第一号（第八条第一項に係る部分に限る。）若しくは第二号又は第五十条の二第六号（第四十二条の五第二項に係る部分に限る。）に規定する罪三十九 労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（昭和六十年法律第八十八号）第五十九条第一号（第四条第一項に係る部分に限る。）から第三号まで又は第六十二条第一号若しくは第二号（第十一条第一項に係る部分に限る。）に規定する罪四十 港湾労働法（昭和六十三年法律第四十号）第四十八条第一号又は第五十一条第二号（第十一条第二項において準用する第十二条第一項に規定する申請書及び第十八条第二項において準用する第十二条第三項に規定する書類に係る部分を除く。）若しくは第三号（第十九条第一項に係る部分に限る。）に規定する罪四十一 國際的な協力の下に規制薬物に係る不正行為を助長する行為等の防止を図るための麻薬及び向精神薬取締法等の特例等に関する法律（平成三年法律第九十四号。以下この号及び第四

十七号並びに第十三条の二第十三号において「麻薬特例法」という。) 第三章に規定する罪のうち、次に掲げる罪。

イ 麻薬特例法第五条に規定する罪のうち、次に掲げる行為に係る罪

(1) 大麻取締法第二十四条又は第二十四条の二に規定する罪に当たる行為をすること。

(2) 醒剤取締法第四十一条又は第四十一条の二に規定する罪に当たる行為をすること。

(3) 麻薬及び向精神薬取締法第六十条、第六十四条の二若しくは第六十五条又は第六十六条(小分け、譲渡し及び譲受けに係る部分に限る。)に規定する罪に当たる行為をすること。

ハ 麻薬特例法第六条又は第七条に規定する罪

イ 又はホに掲げる罪

大麻取締法第二十四条に規定する罪

イ 又はホに掲げる罪

覚醒剤取締法第四十一条に規定する罪

大麻取締法第六十五条又は第六十五条に規定する罪

二 麻薬特例法第八条第二項に規定する罪のうち、次に掲げる罪に係る罪

イ 又はホに掲げる罪

大麻取締法第六十四条又は第六十四条に規定する罪

イ 又はホに掲げる罪

覚醒剤取締法第四十一条の二に規定する罪

大麻取締法第六十六条又は第六十六条に規定する罪

ホ 麻薬特例法第九条に規定する罪のうち、次に掲げる罪に係る罪

イ 又はホに掲げる罪

大麻取締法第二十四条の二に規定する罪

イ 又はホに掲げる罪

覚醒剤取締法第四十一条の二に規定する罪

大麻取締法第二十四条の二、第二十四条の四、第二十四条の六又は第二十

四条の七に規定する罪

イ 又はホに掲げる罪

覚醒剤取締法第四十一条、第四十一条の二、第四十一条の六、第四十一条の九又は第四

十一条の十一に規定する罪

イ 又はホに掲げる罪

大麻取締法第六十四条、第六十四条の二、第六十五条、第六十六条(小分

け、譲渡し、譲受け及び所持に係る部分に限る。)又は第六十七条から第六十八条の二ま

でに規定する罪

四十二 不動産特定共同事業法(平成六年法律第七十七号)第七十七条第一号、第二号若しくは第八十四条第一号(第五十八条第五号から第七号まで、第八十二条第一号若しくは第五号又は第八十四条第一号(第五十八条第四項に係る部分を除く。)若しくは第三号に規定する罪

四十三 保険業法(平成七年法律第五号)第三百五十五条第六号、第三百五十五条の二第四号から第六号(第二百七十二条の三第五项に係る部分に限る。)まで、第三百六十六条の三第一号、

第三百七十二条の二第三号、第三百十九条第九号又は第三百二十条第九号(第三百八条の十八第一項に係る部分に限る。)に規定する罪

四十四 資産の流動化に関する法律(平成十年法律第五号)第二百九十四条第一号(第四条第一項に係る部分に限る。)、第三号若しくは第十二号(第四条第二項から第四項まで(これらの規定を第十一条第五項において準用する場合を除く。)及び第九条第二項(第二百二十七条第二項において準用する場合に限る。)又は第二百九十五条第二号(第二百一十九条第一項において準用する場合を含む。)において準用する第二百

十九条の規定による命令に係る部分を除く。)に規定する罪

四十五 債権管理回収業に関する特別措置法(平成十年法律第五百二十六号)第三十三条第一号若しくは第二号、第三十四条第一号若しくは第三号又は第三十五条第一号、第二号、第五号、第六号若しくは第八号に規定する罪

四十六 児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律(平成十一年法律第五十二号)第五条、第六条、第七条第二項から第八項まで又は第八条に規定する罪

四十七 組織的な犯罪の处罚及び犯罪収益の規制等に関する法律(平成十一年法律第百三十六号。以下この号において「組織的犯罪处罚法」という。)第二章に規定する罪のうち、次に掲げる罪

イ 組織的犯罪处罚法第三条第一項に規定する罪のうち、同項第二号から第十号まで又は第十号から第十五号までに規定する罪に当たる行為に係る罪

ロ 組織的犯罪处罚法第三条第二項に規定する罪のうち、同条第一項第二号から第四号まで、第七号から第十号まで、第十二号、第十四号又は第十五号に規定する罪に係る罪

ハ 組織的犯罪处罚法第四条に規定する罪のうち、組織的犯罪处罚法第三条第一項第七号、第九号、第十号(刑法第二百二十五条の二第一項に係る部分に限る。)、第十三号又は第十四号に規定する罪に係る罪

ホ 組織的犯罪处罚法第六条に規定する罪

二 組織的犯罪处罚法第六条に規定する罪のうち、次に掲げる罪に当たる行為に係る罪

イ 又はホに掲げる罪

爆発物取締罰則第三条に規定する罪

二 組織的犯罪处罚法第六条に規定する罪のうち、次に掲げる罪に当たる行為に係る罪

イ 又はホに掲げる罪

金融商品取引法第一百九十七条の二第十号の四、第十号の五若しくは第十号の八から第十号の十までに規定する罪

ホ 児童福祉法第六十条第一項に規定する罪

三 金融商品取引法第一百九十七条の二第十号の四、第十号の五若しくは第十号の八から第十号の十までに規定する罪

四 労働基準法第一百七十七条に規定する罪

五 職業安定法第六十三条に規定する罪

六 刑法第一百七十七条第一項若しくは第三項、第二百四条、第二百二十五条、第二百二十六条、第二百二十六条の二第一項、第四項若しくは第五項、第二百二十六条の三、第二百二十七条第一項(第二百二十五条及び第二百二十六条から第二百二十六条の三までに係る部分に限る。)、第三項若しくは第四項、第二百三十五条の二、第二百三十六条又は第二百四十六条の二に規定する罪

七 大麻取締法第二十四条第一項又は第二十四条の二第一項に規定する罪

八 小型自動車競走法第六十一条第二号に規定する罪

九 モーターボート競走法第六十五条第二号に規定する罪

十 自転車競技法第五十六条第二号に規定する罪

十一 競馬法第三十条第三号に規定する罪

十二 大麻取締法第二十四条第一項又は第二十四条の二第一項に規定する罪

十三 覚醒剤取締法第四十一条第一項、第四十一条の二第一項若しくは第二項、第四十一条の三第一項第一号、第三号若しくは第四号若しくは第二項(同条第一項第一号、第三号及び第四号に係る部分に限る。)又は第四十一条の四第一項第三号から第五号までに規定する罪

十四 旅券法第二十三条规定する罪

十五 出入国管理及び難民認定法第七十四条第一項、第七十四条の二第二項、第七十四条の四第一項、第七十四条の六の二第二項又は第七十四条の八第二項に規定する罪

- (15) 麻薬及び向精神薬取締法第六十四条第一項、第六十四条の二第二項若しくは第二項、第六十四条の二第一項若しくは第二項、第六十四条の三第一項若しくは第二項、第六十五条第一項若しくは第二項又は第六十六条第一項（小分け譲渡し、譲受け及び所持に係る部分に限る。）に規定する罪
- (16) 武器等製造法第三十一条第一項、第三十一条の二第一項又は第三十一条の三第四号（銃の製造に係る部分に限る。）に規定する罪
- (17) 出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律第五条に規定する罪
- (18) 売春防止法第八条第一項（第七条第二項に係る部分に限る。）、第十一條第二項、第十二條又は第十三条に規定する罪
- (19) 銃砲刀剣類所持等取締法第三十一条第二項若しくは第三項、第三十一条の二第一項、第三十一条の三第三項若しくは第四項、第三十一条の四第一項若しくは第二項、第三十一条の七第一項、第三十一条の八、第三十一条の九第一項、第三十一条の十一第一項第一号若しくは第二号又は第三十一条の十三に規定する罪
- (20) 著作権法第百十九条第二項第三号に規定する罪
- (21) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第二十五条第一項第一号、第二号、第八号、第九号、第十三号又は第十四号に規定する罪
- (22) 火炎びんの使用等の处罚に関する法律第二条第一項に規定する罪
- (23) 貸金業法第四十七条第一号又は第二号に規定する罪
- (24) 麻薬特例法第六条第一項又は第七条に規定する罪
- (25) 児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び处罚並びに児童の保護等に関する法律第五条第一項、第六条第一項又は第七条第六項から第八項までに規定する罪
- (26) 組織的犯罪处罚法第三条第一項（同項第二号から第十号まで及び第十二号から第十五号までに係る部分に限る。）若しくは第二項（同条第一項第二号から第四号まで、第七号から第十号まで、第十二号、第十四号及び第十五号に係る部分に限る。）、第七条（同条第一号から第三号までに係る部分に限る。）、第七条の二第二項、第九条第一項から第三項まで、第十条第一項又は第十一条に規定する罪
- (27) 会社法（平成十七年法律第八十六号）第九百七十条第四項に規定する罪
- (28) 性的な姿態を撮影する行為等の处罚及び押収物に記録された性的な姿態の影像に係る電磁的記録の消去等に関する法律（令和五年法律第六十七号）第三条第二項又は第五条第一項若しくは第二項に規定する罪
- (29) 組織的犯罪处罚法第七条、第七条の二又は第九条から第十一条までに規定する罪
- (30) 金融サービスの提供及び利用環境の整備等に関する法律（平成十二年法律第一百四十一条第一号、第一百四十二条第一号、第一百四十三条第一号、第一百四十八条第五号、第一百四十九条第一号、第十六条第三項第一号に係る部分に限る。）又は第五百五十一条第一号、第三号若しくは第六号（第六十七条第一項に係る部分に限る。）に規定する罪
- (31) 著作権等管理条例（平成十二年法律第一百三十一号）第二十九条第一号若しくは第二号又は第三十二条第一号に規定する罪
- (32) 五十高齢者の居住の安定確保に関する法律（平成十三年法律第二十六号）第八十条第一号、第二号（第九条第一項及び第十一条第三項に係る部分に限る。）又は第三号（第十四条に係る部分に限る。）に規定する罪
- (33) 四十一 使用済自動車の再資源化等に関する法律（平成十四年法律第八十七号）第一百三十八条第一項に限る。）に規定する罪
- (34) 四十二 若しくは第五号又は第一百四十条第一号（第六十三条第一項及び第七十一条第一項に係る部

- (35) 成十五年法律第八十三号）第三十一条（第十四条第二項に係る部分に限る。）、第三十二条第一号又は第三十四条第一号若しくは第二号に規定する罪
- (36) 五十三 裁判外紛争解决手続の利用の促進に関する法律（平成十六年法律第一百五十一号）第三十二条第一項（第五条に係る部分に限る。）又は第三項第一号（第八条に係る部分に限る。）若しくは第二号に規定する罪
- (37) 五十四 信託業法（平成十六年法律第一百五十四号）第九十一条第一号から第三号まで若しくは第七号から第九号まで、第九十三条第一号、第二号、第九号から第十二号まで、第二十二号、第七十三号、第二十七号若しくは第三十二号、第九十四条第五号、第九十六条第二号又は第九十七条第一号、第三号、第六号、第九号（第七十一条第一項に係る部分に限る。）、第十一号若しくは第十四号に規定する罪
- (38) 五十五 会社法第九百七十条第二項から第四項までに規定する罪
- (39) 五十六 探偵業の業務の適正化に関する法律（平成十八年法律第六十号）第十七条（第十五条第二項に係る部分に限る。）、第十八条第一号又は第十九条第一号若しくは第二号に規定する罪
- (40) 五十七 犯罪による収益の移転防止に関する法律（平成十九年法律第二十二号）第二十八条に規定する罪
- (41) 五十八 電子記録債権法（平成十九年法律第二百二号）第九十五条第一号又は第九十七条第二号に規定する罪
- (42) 五十九 資金決済に関する法律（平成二十一年法律第五十九号）第一百七条第一号（第三十七条、第四十一条第一項、第六十二条の三、第六十二条の七第一項及び第六十三条の二に係る部分に限る。）、第六号、第八号、第九号、第十二号、第十四号、第十五号若しくは第十七号から第十九号まで、第一百九条第十一号若しくは第十二号、第一百十二条第二号（第三十八条第一項（第四十一条第二項において準用する場合を含む。）及び第二項（第四十一条第二項において準用する場合を含む。）第六十二条の四第一項（第六十二条の七第一項において準用する場合を含む。）及び第二項（第六十二条の七第二項において準用する場合を含む。）並びに第六十三条の三第一項及び第二項に係る部分に限る。）又は第一百十四条第一号（第四十一条第三項及び第四项、第六十二条の七第三項及び第四項並びに第六十三条の六第一項及び第一項に係る部分に限る。）若しくは第七号（第六十三条の三十三第二項及び第七十七条に係る部分に限る。）に規定する罪
- (43) 六十 性的な姿態を撮影する行為等の处罚及び押収物に記録された性的な姿態の影像に係る電磁的記録の消去等に関する法律第二条から第六条までに規定する罪（暴力団の幹部の要件）
- 第二条** 法第三条第二号の国家公安委員会規則で定める要件は、次の各号のいずれかに該当することとする。
- 一 当該暴力団（法第二条第二号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）を代表する地位にあること。
- 二 当該暴力団の運営を支配する地位にあること。
- 三 前二号に掲げるもののほか、当該暴力団の活動に係る事項について当該暴力団の他の暴力団員（法第二条第六号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）に對し指示若しくは命令をすることができる地位の階層（当該暴力団が階層的に構成されている団体である場合における当該暴力団の暴力団員がそれぞれ属する地位の階層をいう。以下この号において同じ。）又はこれに相当する地位の階層であつて当該階層に属する当該暴力団の暴力団員の人数を当該階層より上位の階層に属する当該暴力団の暴力団員の人数に加えた場合においてその合計数が当該暴力団の全暴力団員の人数の五分の一を超えることとなるものより上位の階層に属していること。
- 第三条** 法第三条第二号の規定による比率の算定の基準日は、法第五条第二項の規定による公示をする日前三十日以内のいずれかの日でなければならない。

2 法第三条第二号の規定による比率の算定において、次の各号に掲げる者は、それぞれ当該各号に定める要件に該当する者とする。

一 暴力団員又は幹部である暴力団員（前条に規定する要件に該当する者をいう。）であることを証明する資料が存する者であること。

二 犯罪経歴保有者（法第三条第二号イからヘまでのいすれかに該当する者であることを証するに足りる公文書が存する者であること。）

（指定に係る確認の手続）

第四条 法第六条第一項の規定による確認の請求は、同項に規定する書類を添付した別記様式第一号の確認請求書を警察庁に提出して行うものとする。

2 法第六条第四項の規定による確認の結果の通知は、別記様式第二号の確認結果通知書を送付して行うものとする。

（指定に係る公示事項）

第五条 法第七条第一項の国家公安委員会規則で定める事項は、次のとおりとする。

一 指定（法第三条又は第四条の規定による指定をいう。以下この章において同じ。）に係る暴力団の名称

二 指定に係る暴力団の主たる事務所（法第十五条第一項に規定する事務所をいう。以下同じ。）の所在地

三 指定に係る暴力団を代表する者（代表する者が欠けている場合にあっては、これに代わるべき者。以下同じ。）の氏名及び住所

四 指定に係る番号（以下「指定番号」という。）及び指定に係る暴力団が現に指定されている場合にあっては、当該指定番号

五 指定の根拠となる適用法条（指定に係る通知すべき事項）

六 指定をした旨

七 指定に係る暴力団の名称

八 指定に係る暴力団の主たる事務所の所在地

九 指定に係る暴力団を代表する者の氏名及び住所

十 指定をした年月日（指定に係る通知の方法）

十一 指定に係る暴力団等（法第七条第三項の国家公安委員会規則で定める事項は、次のとおりとする。

一 指定に係る暴力団の名称

二 指定に係る暴力団の主たる事務所の所在地

三 指定に係る暴力団を代表する者の氏名及び住所

四 指定をした理由

五 指定をした年月日（指定に係る通知の方法）

六 指定に係る暴力団等（法第七条第三項の規定による通知は、別記様式第三号の指定通知書を送達して行うものとする。

（指定に係る確認の手続）

（指定の取消しに係る確認の手続）

（指定の取消しに係る確認の請求は、同項に規定する書類を添付した別記様式第四号の取消確認請求書を警察庁に提出して行うものとする。

2 法第八条第五項の規定による確認の結果の通知は、別記様式第五号の取消確認結果通知書を送付して行うものとする。

（指定の取消しに係る公示事項）

（指定の取消しに係る確認の手続）

（指定の取消しに係る確認の請求は、同項に規定する書類を添付した別記様式第四号の取消確認請求書を警察庁に提出して行うものとする。

2 法第八条第七項において準用する法第七条第一項の国家公安委員会規則で定める事項は、次のとおりとする。

一 指定の取消しに係る指定暴力団等（法第二条第五号に規定する指定暴力団等をいう。以下同じ。）の名称

二 指定の取消しに係る指定暴力団等の主たる事務所の所在地（法第八条第二項第一号に該当することとなつたときの取消しの場合にあっては、当該消滅した指定暴力団等の主たる事務所の所在地であった場所。次条第三号において同じ。）

三 指定の取消しに係る指定暴力団等を代表する者（法第八条第二項第一号に該当することとなつたときの取消しの場合にあっては、当該消滅した指定暴力団等を代表する者であった者。次条第四号において同じ。）の氏名及び住所

四 指定をした年月日

五 指定番号

六 指定の取消しに係る適用法条（指定の取消しに係る通知すべき事項）

第七条 法第八条第七項において準用する法第七条第三項の国家公安委員会規則で定める事項は、次のとおりとする。

一 指定を取り消した旨

二 指定の取消しに係る指定暴力団等の名称

三 指定の取消しに係る指定暴力団等の主たる事務所の所在地

四 指定の取消しに係る指定暴力団等を代表する者の氏名及び住所

五 指定の取消しの根拠となる適用法条

六 指定を取り消した年月日

（指定の取消しに係る通知の方法）

第十一条 法第八条第七項において準用する法第七条第三項の国家公安委員会規則で定める事項は、次のとおりとする。

一 指定を取り消した旨

二 指定の取消しに係る指定暴力団等の名称

三 指定の取消しに係る指定暴力団等の主たる事務所の所在地

四 指定の取消しに係る指定暴力団等を代表する者の氏名及び住所

五 指定の取消しの根拠となる適用法条

（行為者と密接な関係を有する者）

第十二条 法第九条第七号及び第十九号の国家公安委員会規則で定める者は、行為者の配偶者、直系血族及び同居の親族とする。

第十三条 法第九条第十八号の国家公安委員会規則で定める施設は、ホテル又は旅館（専ら宿泊の用に供される部分を除く。）、斎場（火葬場が設けられている場合にあっては、火葬場を除く。）及びゴルフ場とする。

（譲渡し若しくは譲受け又はこれらに類する形態の罪）

第十三条の二 法第十二条の五第二項第二号の国家公安委員会規則で定める罪は、次のとおりとする。

一 刑法第八十七条第一項若しくは第三項、第二百二十六条の二又は第二百二十八条（第二百二十六条の二に係る部分に限る。）に規定する罪

二 暴力行為等处罚に関する法律第三条（供与、供与を受けること及びこれらの約束に係る部分に限る。）に規定する罪

三 大麻取締法第二十四条の二（譲渡し及び譲受けに係る部分に限る。）に規定する罪

四 競馬法第三十条第三号又は第三十四条に規定する罪

五 自転車競技法第五十六条第二号又は第五十八条第三号に規定する罪

六 火薬類取締法第五十九条第四号に規定する罪

七 小型自動車競走法第六十一条第二号又は第六十三条第三号に規定する罪

八 モーターボート競走法第六十五条第二号又は第六十八条第三号に規定する罪

九 覚醒剤取締法第四十一条の二（譲渡し及び譲受けに係る部分に限る。）又は第四十一条の四第一項第四号、第二項（同条第一項第四号に係る部分に限る。以下この号において同じ。）若しくは第三項（同条第一項第四号及び第二項に係る部分に限る。）に規定する罪

十 麻薬及び向精神薬取締法第六十四条の二（譲渡し、譲受け及び交付に係る部分に限る。）第十六条の三（施用及び使用を受けることによる部分に限る。）又は第六十六条（譲渡し及び譲受けに係る部分に限る。）に規定する罪

十一 売春防止法第十条に規定する罪

十二 銃砲刀剣類持等取締法第三十一条の四、第三十一条の九、第三十一条の十六第一項第三号若しくは第二項又は第三十一条の十七第二項第二号、第三項第二号若しくは第四項第二号に規定する罪

十三 麻薬特例法第三章に規定する罪のうち、次に掲げる罪

イ 麻薬特例法第五条に規定する罪のうち、次に掲げる行為に係る罪

(1) 大麻取締法第二十四条の二（譲渡し及び譲受けに係る部分に限る。）に規定する罪に当たる行為をすること。

(2) 覚醒剤取締法第四十一条の二（譲渡し及び譲受けに係る部分に限る。）に規定する罪に当たる行為をすること。

(3) 麻薬及び向精神薬取締法第六十四条の二（譲渡し、譲受け及び交付に係る部分に限る。）に規定する罪に当たる行為をすること。

又は第六十六条（譲渡し及び譲受けに係る部分に限る。）に規定する罪に当たる行為をすること。

ロ 麻薬特例法第八条第二項（譲渡し、譲受け及び交付に係る部分に限る。）に規定する罪のうち、第一条第四十一号ニ（1）から（4）までに掲げる罪に係る罪

十四 児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律第八条第一項又は第三項（同条第一項に係る部分に限る。）に規定する罪

十五 会社法第九百七十条第二項又は第四項（同条第二項に係る部分に限る。）に規定する罪

十六 犯罪による収益の移転防止に関する法律第二十八条第一項から第三項までに規定する罪（暴力的）要求行為又は準暴力的）要求行為の相手方に對する援助の措置等

第十四条 都道府県公安委員会（以下「公安委員会」という。）は、法第十三条の援助を受けたい旨の申出を受けた場合において、当該申出を相当と認めるときは、当該申出の内容に応じて、次に掲げる援助の措置を探るものとする。

一 当該申出に係る法第十一条又は第十二条の六の規定による命令（以下この号及び次号において単に「命令」という。）に係る暴力的）要求行為（法第二条第七号に規定する暴力的）要求行為をいう。以下同じ。）又は準暴力的）要求行為（法第二条第八号に規定する準暴力的）要求行為をいう。以下同じ。）をした者に対し、当該申出をした者が法第十三条各号に定める措置（以下の号において「被害回復措置」という。）を執ることを求めている旨その他当該申出をした者が命令に係る暴力的）要求行為又は準暴力的）要求行為をした者に対して被害回復措置を執ることを求めるための交渉（以下この号において「被害回復交渉」という。）を円滑に行うために必要な事項の連絡をする。

二 命令に係る暴力的）要求行為又は準暴力的）要求行為をした者の氏名及び住所その他の連絡先を教示すること。

三 被害回復交渉を行う際の心構え、交渉方法その他の被害回復交渉に関する事項について助言すること。

四 法第三十二条の三第一項の都道府県暴力追放運動推進センター（第二十四条第十号及び第二十六条において「都道府県センター」という。）が行っている法第三十二条の三第二項第九号の事業について教示すること。

五 被害回復交渉に関して相互支援又は共同交渉を行うための民間の団体その他の組織がある場合にあつては、当該組織を紹介すること。

六 被害回復交渉を行う場所として警察施設を利用させること。

七 法第十三条の申出は、別記様式第七号の援助申出書を提出して行うものとする。

第十五条 公安委員会は、法第十四条第一項の援助を受けたい旨の申出を受けた場合において、当該申出を相当と認めるときは、当該申出の内容に応じて、次に掲げる援助の措置を探るものとする。

一 不当要求（法第十四条第一項に規定する不当要求をいう。以下同じ。）による被害を防止する。二 責任者（法第十四条第一項に規定する責任者をいう。以下同じ。）として選任すべき者の要件、責任者の選任の方法その他の選任につき事業者が配慮すべき事項について資料を提供し、又は助言すること。

講習の種別	責任者講習事項	講習時間
一 定期一と。	法その他不当要求による被害を防止するために必要な法令に関する三時間以上	四時間以下
2 第十八条	責任者講習の種別は、定期講習、選任時講習及び臨時講習とする。 定期講習はすべての責任者を対象におおむね三年ごとに一回、選任時講習は新たに選任された責任者を対象に当該選任された日からおおむね一年以内に一回、臨時講習は不当要求による被害を防止するため責任者講習を行う必要がある特別の事情がある場合に当該事情に係る責任者を対象にその必要な都度、それぞれ行うものとする。	
3 責任者講習は、次の表の上欄に掲げる責任者講習の種別の区分に従い、それぞれ同表の中欄に定める講習事項について、同表の下欄に定める講習時間行うものとする。		

二 責任者が次の業務を適正に実施するため必要な知識及び技能に関すること。 イ 不当要求に応対する使用人等の対応体制の整備に関する業務 ロ 使用人等に対する指導教育の実施に関する業務 ハ 不当要求による被害が発生した場合の被害の状況、原因等の調査及び警察への連絡等に関する業務 ニ 不当要求情報管理機関との連絡に関する業務 ホ その他不当要求による事業者又は使用人等の被害を防止するために必要な業務	時講習	二 選任 一の項講習事項の欄に定める講習事項のうち基本的な事項に関すること。	三時間以上
三 臨時 不当事業者に係る特別の事情に関する事項で、責任者の業務を適正に実施するため必要なものに関すること。	時講習	二 選任 一の項講習事項の欄に定める講習事項のうち基本的な事項に関すること。	三時間以上
四 時間以下	三時間以上		
四 時間以上	三時間以下		
五 時間以下	三時間以上		

四 指定に係る指定暴力団等の指定番号 五 法第十五条の二第一項に規定する警戒区域（以下この章において単に「警戒区域」という。）	第六 指定の期限 七 指定の根拠となる適用法条（特定抗争指定暴力団等の指定に係る通知すべき事項）
八 第二十二条の四 法第十五条の二第八項において準用する法第七条第三項の国家公安委員会規則で定める事項は、次のとおりとする。 一 指定をした旨 二 指定に係る指定暴力団等の名称 三 指定に係る指定暴力団等を代表する者の氏名及び住所	九 第二十二条の五 法第十五条の二第八項において準用する法第七条第三項の規定による通知は、別記様式第十六号の指定通知書を送達して行うものとする。 （警戒区域の変更に係る公示事項）
十 第二十二条の六 法第十五条の二第九項において準用する法第七条第一項の国家公安委員会規則で定める事項は、次のとおりとする。 一 警戒区域の変更に係る特定抗争指定暴力団等（法第十五条の二第一項に規定する特定抗争指定暴力団等をいう。以下同じ。）の名称 二 警戒区域の変更に係る特定抗争指定暴力団等の主たる事務所の所在地 三 警戒区域の変更に係る特定抗争指定暴力団等を代表する者の氏名及び住所	十一 第二十二条の七 法第十五条の二第九項において準用する法第七条第三項の国家公安委員会規則での規定により同条第一項（同条第四項において準用する場合を含む。）の規定により同条第一項（同条第四項において準用する場合を含む。以下この章、第三十六条第一項第一号及び第三十九条において同じ。）の規定による指定（以下この章において単に「指定」という。）の期限を延長したときは、当該指定に係る指定暴力団等を代表する者に対し、その旨及び延長後の期限を通知するものとする。 前項の規定による通知は、別記様式第十四号の指定期限延長通知書を送達して行うものとする。
十二 第二十二条の八 法第十五条の二第五項の国家公安委員会規則で定める標章は、別記様式第十五号（特定抗争指定暴力団等の指定に係る公示事項） 十三 第二十二条の九 法第十五条の二第八項において準用する法第七条第一項の国家公安委員会規則で定める事項は、次のとおりとする。 一 指定に係る指定暴力団等の名称 二 指定に係る指定暴力団等の主たる事務所の所在地 三 指定に係る指定暴力団等を代表する者の氏名及び住所	十四 第二十二条の九 法第十五条の二第九項において準用する法第七条第三項の規定による通知は、別記様式第十七号の警戒区域変更通知書を送達して行うものとする。 （警戒区域の変更に係る通知の方法）

- 一 指定の取消しに係る特定抗争指定暴力団等の名称
 二 指定の取消しに係る特定抗争指定暴力団等の主たる事務所の所在地
 三 指定の取消しに係る特定抗争指定暴力団等を代表する者の氏名及び住所
 四 指定の取消しに係る特定抗争指定暴力団等の指定番号
 五 指定をした年月日
 (特定抗争指定暴力団等の指定の取消しに係る通知すべき事項)
- 第二十一条の十** 法第十五条の四第一項において準用する法第七条第三項の国家公安委員会規則で定める事項は、次のとおりとする。
- 一 指定を取り消した旨
 - 二 指定の取消しに係る特定抗争指定暴力団等の名称
 - 三 指定の取消しに係る特定抗争指定暴力団等の主たる事務所の所在地
 - 四 指定の取消しに係る特定抗争指定暴力団等を代表する者の氏名及び住所
 - 五 指定の取消しに係る特定抗争指定暴力団等の指定番号
 - 六 指定を取り消した年月日
- (特定抗争指定暴力団等の指定の取消しに係る通知の方法)
- 第二十二条の十一** 法第十五条の四第二項において準用する法第七条第三項の規定による通知は、別記様式第十八号の指定取消通知書を送達して行うものとする。

- #### 第四章 加入の強要の規制その他の規制等
- ##### 第一節 加入の強要の規制等
- (その者と密接な関係を有する者)
- 第二十二条** 法第十六条第三項の国家公安委員会規則で定める者は、次のとおりとする。
- 一 その者の親族(その者と内縁関係にある者その他のその者と同居し、かつ、生計を同じくする者を含む)。
 - 二 その者を保護者とする少年
 - 三 その者が雇用する者又はその者が事業所において監督的地位にある場合において現にその者の監督下にある者
 - 四 その者が学校(専修学校及び各種学校を含む)において教育又は養護の職務を行っている場合において現にその者が教育又は養護をしている学生又は生徒
 - 五 その者が保護司(保護司法(昭和二十五年法律第二百四号)に規定する保護司をいう。)として現に暴力団への加入又は脱退に係る暴力団員による不当な行為に関する相談の申出を受け、助言をしてい
 - 六 その者が法第三十二条の三第一項第二号の暴力追放相談委員として現に暴力団への加入又は脱退に係る暴力団員による不当な行為に関する相談の申出を受け、助言をしてい
 - 七 その者が法第十六条第三項の国家公安委員会規則で定めるものは、次のとおりとする。
- (密接関係者を加入させるための行為等)
- 第二十三条** 法第十六条第三項の国家公安委員会規則で定めるものは、次のとおりとする。
- 一 自己又は自己の所属する指定暴力団等の他の指定暴力団員(法第九条に規定する指定暴力団員をいう。以下同じ。)が密接関係者(法第十六条第三項の密接関係者をいう。以下この条において同じ。)によるこれらの者への連絡を求めている旨を当該密接関係者に伝えることを強要し、又は勧誘すること。
 - 二 自己が当該者を訪問したこと又は当該者と連絡をしたことを密接関係者に伝えることを強要し、又は勧誘すること。
 - 三 密接関係者に対する指導又は助言を行うこと、密接関係者を保護することその他の密接関係者が指定暴力団等の事務所への出頭を求めている旨を当該密接関係者に伝えることを強要し止めるための行為をやめることを強要し、又は勧誘すること。

- 九 指詰め(法第二十条の指詰めをいう。)をしたことによる手指の特徴又は入れ墨を目立たないようにするための施術を受けようとする離脱者又は当該施術を行う者の求めに応じ、当該離脱者の離脱の経緯の説明その他離脱者が当該施術を受けることを容易にするために必要な事項を教示すること。
- 八 離脱希望者又はその親族の求めに応じ、当該離脱希望者の離脱のための交渉を仲介すること。
- 十 都道府県センターが行う法第三十二条の三第二項第五号の事業について離脱希望者その他関係者に対する教示し、並びに公共職業安定所、刑務所その他の矯正機関、保護観察所その他の更生保護機関及び保護司会その他の更生保護団体と必要な連絡をすること。
- 十一 遠隔地に転居し、就職することなどにより社会経済活動に参加しようとする離脱希望者は離脱者の生活環境の調整改善に際し関係する公安委員会と必要な連絡をすること。
- (社会復帰アドバイザー)
- 第二十五条** 公安委員会は、前条各号(第三号、第四号及び第十一号を除く。)に掲げる措置を採るに当たっては、都道府県警察の職員であった者で同条第一号、第五号、第六号又は第八号の措

置について知識経験を有し、かつ、次の各号に掲げる要件のいずれにも該当するもののうちから警視総監又は道府県警察本部長が非常勤の職員として任命した者に、その事務を処理させ、又は指導、助言その他の補導を行わせることができる。

一 人格及び行動について、社会的信望を有すること。

二 職務の遂行に必要な熟意及び時間的余裕を有すること。

三 健康で活動力を有すること。

2 公安委員会は、前項の規定により当該公安委員会の事務を処理し、又は指導、助言その他の補導を行う者（以下この条において「社会復帰アドバイザー」という。）に、必要に応じ、法第二十一条第二項に規定する啓発を行わせることができる。

4 3 社会復帰アドバイザーは、職務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

4 4 社会復帰アドバイザーは、その職務を行うに当たっては、その身分を示す別記様式第十九号の身分証明書を携帯し、関係者から請求があつたときは、これを提示しなければならない。

（都道府県センターからの報告等）

第二十六条 都道府県センターは、離脱希望者から離脱に係る相談の申出を受けた場合において、当該離脱希望者について第二十四条各号の措置が公安委員会により執られる必要があると認めるときは、速やかに、当該申出を受けた旨を公安委員会に連絡するものとする。ただし、当該連絡をすることが当該離脱希望者の意思に反する場合は、この限りでない。

2 法第二十八条第三項の規定により公安委員会が都道府県センターから報告を求めることができる事項は、離脱希望者の氏名、その者の所属する暴力団の名称、その者の職歴及び技能その他の公安委員会が当該離脱希望者について第二十四条各号の措置を執るために必要な事項であつて、都道府県センターが法第二十八条第三項の報告をすることについて離脱希望者が同意したものとする。

第二節 事務所等における禁止行為等

（掲示等が禁止される表示又は物品）

第二十七条 法第二十九条第一号の国家公安委員会規則で定めるものは、次のとおりとする。

一 指定暴力団等が自己を示すために用いる文字若しくは図形若しくはこれらの結合による標章の表示又はその標章を付した物品であつて、殊更に当該標章の内容を広告していると認められるもの

二 銃砲刀剣類その他の凶器として用いられるおそれがあると認められる物品

（事務所の使用の強要が禁止される用務）

第二十八条 法第二十九条第三号の国家公安委員会規則で定める用務は、次のとおりとする。

一 債務の履行

二 債務者の求めに応じて行う債務の内容又はその履行の条件の変更に関する交渉

三 当該者の債務の不履行による損害賠償を名目として金品その他の財産上の利益の供与を受けることに関する交渉

四 損害に係る示談の交渉

五 所持する手形についてその振出人の求めに応じて行う譲渡に関する交渉

六 株式会社若しくは当該株式会社の子会社（会社法第二条第三号の子会社をいう。）又は当該株式会社の取締役、執行役若しくは監査役若しくは株主に当該株式会社の株式を買い取らせ、若しくは買取りのあつせんをさせることに関する交渉

七 土地又は建物の所有又は占有に関与していることを殊更に示すことをやめることの対償として作行為若しくは不作為を要求する用務

八 当該者に関する事実を宣伝しないこと又は当該者に関する公知でない事実を公表しないことの対償として作行為又は不作為を要求する用務

九 指定暴力団等から脱退することを防止する用務又は指定暴力団等から脱退することを容認することの代償として作行為若しくは不作為を要求する用務

（請求者と社会生活において密接な関係を有する者）

第二十九条 法第三十条の二の国家公安委員会規則で定める者は、次のとおりとする。

一 請求者（法第三十条の二に規定する請求者をいう。以下この条において同じ。）の配偶者（婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者その他婚姻の予約者を含む。）

二 請求者の直系の親族又は兄弟姉妹

三 請求者の同居者（前二号に該当する者を除く。）

第四章の二 特定危険指定暴力団等の指定等

（特定危険指定暴力団等の指定の期限の延長に係る通知）

第三十条 公安委員会は、法第三十条の八第一項の規定により同条第一項の規定による指定（以下この章において単に「指定」という。）の期限を延長したときは、当該指定に係る指定暴力団等を代表する者に対し、その旨及び延長後の期限を通知するものとする。

2 前項の規定による通知は、別記様式第十四号の指定期限延長通知書を送達して行うものとする。

（特定危険指定暴力団等の指定に係る公示事項）

第三十一条 法第三十条の八第四項において準用する法第七条第一項の国家公安委員会規則で定める事項は、次のとおりとする。

一 指定に係る指定暴力団等の名称

二 指定に係る指定暴力団等の主たる事務所の所在地

三 指定に係る指定暴力団等を代表する者の氏名及び住所

四 指定に係る指定暴力団等の指定番号

五 指定に係る指定暴力団等の指定番号

六 指定の期限

（特定危険指定暴力団等の指定に係る通知すべき事項）

第三十二条 法第三十条の八第四項において準用する法第七条第三項の国家公安委員会規則で定める事項は、次のとおりとする。

一 指定をした旨

二 指定に係る指定暴力団等の名称

三 指定に係る指定暴力団等の主たる事務所の所在地

四 指定に係る指定暴力団等を代表する者の氏名及び住所

五 指定に係る指定暴力団等の指定番号

六 警戒区域

七 指定をした理由

八 指定をした年月日

九 指定の期限

（特定危険指定暴力団等の指定に係る通知の方法）

第三十二条の二 法第三十条の八第四項において準用する法第七条第三項の規定による通知は、別記様式第十六号の指定通知書を送達して行うものとする。

（警戒区域の変更に係る公示事項）

第三十二条の三 法第三十条の八第五項において準用する法第七条第一項の国家公安委員会規則で定める事項は、次のとおりとする。

一 警戒区域の変更に係る特定危険指定暴力団等（法第三十条の八第一項に規定する特定危険指定暴力団等をいう。以下同じ。）の名称

二 警戒区域の変更に係る特定危険指定暴力団等の主たる事務所の所在地

三 警戒区域の変更に係る特定危険指定暴力団等を代表する者の氏名及び住所

四 警戒区域の変更に係る特定危険指定暴力団等の指定番号

五 警戒区域の変更に係る指定をした年月日

六 変更後の警戒区域

(警戒区域の変更に係る通知すべき事項)

第三十二条の四 法第三十条の人第五項において準用する法第七条第三項の国家公安委員会規則で定める事項は、次のとおりとする。

一 警戒区域を変更した旨

二 警戒区域の変更に係る特定危険指定暴力団等の名称

三 警戒区域の変更に係る特定危険指定暴力団等の主たる事務所の所在地

四 警戒区域の変更に係る特定危険指定暴力団等を代表する者の氏名及び住所

五 警戒区域の変更に係る特定危険指定暴力団等の指定番号

六 警戒区域の変更に係る指定をした年月日

七 変更後の警戒区域

八 警戒区域を変更した理由

九 警戒区域を変更した年月日

(警戒区域の変更に係る通知の方法)

（特定危険指定暴力団等の指定の取消しに係る公示事項）

第三十二条の五 法第三十条の八第五項において準用する法第七条第三項の規定による通知は、別記様式第十七号の警戒区域変更通知書を送達して行うものとする。

（事務所の使用制限の命令に係る標章）

第三十二条の六 法第三十条の十一第三項の国家公安委員会規則で定める標章は、別記様式第十三号のとおりとする。

（特定危険指定暴力団等の名称）

第三十二条の七 法第三十条の十二第二項において準用する法第七条第一項の国家公安委員会規則で定める事項は、次のとおりとする。

一 指定の取消しに係る特定危険指定暴力団等の名称

二 指定の取消しに係る特定危険指定暴力団等の主たる事務所の所在地

三 指定の取消しに係る特定危険指定暴力団等を代表する者の氏名及び住所

四 指定の取消しに係る特定危険指定暴力団等の指定番号

五 指定をした年月日

（特定危険指定暴力団等の指定の取消しに係る通知すべき事項）

第三十二条の八 法第三十条の十二第二項において準用する法第七条第三項の国家公安委員会規則で定める事項は、次のとおりとする。

一 指定を取り消した旨

二 指定の取消しに係る特定危険指定暴力団等の名称

三 指定の取消しに係る特定危険指定暴力団等の主たる事務所の所在地

四 指定の取消しに係る特定危険指定暴力団等を代表する者の氏名及び住所

五 指定の取消しに係る特定危険指定暴力団等の指定番号

六 指定を取り消した年月日

（特定危険指定暴力団等の指定の取消しに係る通知の方法）

第三十二条の九 法第三十条の十二第二項において準用する法第七条第三項の規定による通知は、別記様式第十八号の指定取消通知書を送達して行うものとする。

第五章 報告及び立入り

（報告等の要求）

第三十三条 法第三十三条第一項の規定による報告又は資料の提出の要求は、次に掲げる事項を記載した書面を送達して行うものとする。

一 要求の内容

二 要求の理由

三 報告又は資料の提出の方法

四 報告又は資料の提出の期限

五 報告をせず、若しくは資料を提出せず、又は虚偽の報告をし、若しくは虚偽の資料を提出した場合における法律上の制裁

(報告調査)

第三十四条 公安委員会は、法第三十三条第一項の規定による報告が口頭で行われるときは、当該都道府県警察の職員にこれを聴取させ、その内容について別記様式第二十号の報告調査を作成させるものとする。

（提出資料の取扱手続）

第三十五条 公安委員会は、法第三十三条第一項の規定による資料の提出を受けたときは、次に掲げる事項を記載した別記様式第二十一号の提出資料目録を作成しなければならない。

一 事案の件名

二 提出を受けた年月日

三 提出者の氏名及び住所

四 提出を受けた資料の標目並びに所有者の氏名及び住所

五 提出を受けた資料目録を作成したときは、その写しを提出者に交付しなければならない。

六 提出を受けた年月日

（立入検査）

第三十六条 法第三十三条第一項の規定による立入検査は、次の各号のいずれかに掲げる場合であつて、同項の規定による報告又は資料の提出によつてはその目的を達することができないときに行うものとする。

一 事務所を使用していると認められる者について、法第三条又は第四条の規定による指定を行つたためその者が当該指定に係る暴力団の構成員であることその他必要な事項を確認する必要であるとき。

二 法の規定に違反する行為を行われていると認める場合であつて、当該違反行為に係る事実を確認する必要であるとき。

三 法の規定に違反する行為が行われたと認める場合であつて、当該違反行為に係る事実又は更に反復して当該違反行為と類似の違反行為若しくは当該規定に違反する行為が行われるおそれがあることを確認することが必要であるとき。

四 法第十二条の四第一項の規定による命令を発する場合であつて、当該命令に係る準暴力的要請行為が行われるおそれがあることを確認する必要であるとき。

五 事務所が法第十五条第一項に規定する対立抗争に關し同項各号に掲げる用に供されていること若しくは供されるおそれがあること又は同条第三項に規定する暴力行為に關し同項において読み替えて準用する同条第一項各号に掲げる用に供されていること若しくは供されるおそれがあることを確認することが必要であるとき。

六 法第十五条の二第一項に規定する暴力行為が行われるおそれがあることを確認することが必要であるとき。

七 法第三十条の四又は第三十条の五第一項に規定するおそれがあることを確認することが必要であるとき。

八 法第三十条の八第一項に規定する暴力行為が行われるおそれがあることを確認することが必要であるとき。

九 事務所が法第三十条の十一第一項に規定する暴力行為に關し同項各号に掲げる用に供されていること又は供されるおそれがあることを確認することが必要であるとき。

十 法の規定による命令が発せられている場合であつて、当該命令の履行を確保することが必要であるとき。

十一 前各号に掲げる場合のほか、特に立入検査を行う必要があると認められるとき。

法第三十三条第二項の証明書の様式は、別記様式第二十三号のとおりとする。

第六章 僞の命令

(偽の命令をした公安委員会の通知の方針)

第三十七条 法第三十五条第四項の規定による通知は、当該偽の命令（法第三十五条第一項の規定による命令をいう。以下同じ。）をした理由に係る書類その他の物件を添付した別記様式第二十号の移送通知書を送付して行うものとする。

第三十八条 公安委員会は、法第三十五条第八項の規定により次の各号に掲げる偽の命令の効力を失わせたときは、当該各号に定める標章を取り除かなければならない。

一 法第十五条第一項（同条第三項において準用する場合を含む。第四十五条において同じ。）の規定に係る偽の命令 法第十五条第四項の規定により貼り付けられた標章

二 法第三十条の十一第一項の規定に係る偽の命令 同条第二項の規定により貼り付けられた標章

第七章 公安委員会相互の協力

(指定等についての協力)

第三十九条 公安委員会は、法第三条、第四条、第十五条の二第一項若しくは第三十条の八第一項の規定による指定（以下この条において単に「指定」という。）又は指定の取消しをするため必要なときは、指定又は指定の取消しに係る暴力団の活動の状況、当該暴力団の事務所の所在地その他当該暴力団の実態を把握していると認められる他の公安委員会に對して、必要な事項を照会することができる。この場合において、照会を受けた公安委員会は、照会を受けた事項について速やかに回答しなければならない。

(命令等についての協力)

第四十条 公安委員会は、法の規定による命令又は指示（以下この条において「命令等」という。）をするため必要があるときは、当該命令等に係る違反行為若しくは違反行為が行われるおそれ若しくは第三十条の五第一項に規定するおそれ又は当該指示に係る準暴力的 requirement 行為が行われるおそれ（以下この条において「違反行為等」という。）に関する事実を把握していると認められる他の公安委員会に對して、必要な事項を照会することができる。この場合において、照会を受けた公安委員会は、照会を受けた事項について速やかに回答しなければならない。

2 公安委員会は、法の規定による命令等をする必要があると認める違反行為等を認知した場合において、当該命令等をすべき公安委員会が他の公安委員会であるときは、当該他の公安委員会に對して、当該違反行為等に關する事實に係る書類その他の物件を速やかに送付するものとする。

(援助の措置についての協力)

第四十一条 公安委員会は、第十四条第一項又は第十五条の申出を受けた場合において、採るべき援助の措置の内容により他の公安委員会の協力を得る必要があるときは、当該他の公安委員会に對して、必要な協力を依頼することができる。この場合において、協力の依頼を受けた公安委員会は、必要な協力をを行わなければならぬ。

2 公安委員会は、第十四条第一項又は第十五条の申出を受けた場合において、当該申出に係る援助を行なうべき公安委員会が他の公安委員会であるときは、当該他の公安委員会と連絡の上適切な措置を講ずるものとする。

第八章 公安委員会の報告等

(主たる事務所の決定の通報)

第四十二条 法第三十六条第二項の規定による通報は、別記様式第二十五号の主たる事務所決定通知書を送付して行うものとする。

(公安委員会の報告事項)

報告する場合	一 指定暴力団等の名称の変更があつたと認める場合	一 当該指定暴力団等の変更前及び変更後の名称並びに指定番号
		二 変更の時期
報告する場合	二 指定暴力団等を代表する者の変更があつたと認める場合	三 変更があつたと認める理由の概要
		一 当該指定暴力団等の名称及び指定番号
報告する場合	三 指定暴力団等の事務所が設置された、又は廃止されたと認める場合	二 変更前及び変更後の代表する者の本籍又は国籍、住所、氏名、生年月日及び性別
		三 設置され、又は廃止された事務所の所在地
報告する場合	四 指定暴力団等の主たる事務所の所在地の変更があつたと認める場合	四 変更の時期
		一 当該指定暴力団等の名称及び指定番号
報告する場合	五 指定暴力団等の系列上位指定暴力団等（法第九条に規定する系列上位指定暴力団等をいう。以下定暴力団等でなくなつた指定暴力団等の名称及び指定番号）の構成に異動があつたと認める場合	三 変更の時期
		一 当該指定暴力団等の名称及び指定番号
報告する場合	六 指定暴力団等が法第八条第二项第一号に該当することとなつたと認める場合	四 変更があつたと認める理由の概要
		一 当該指定暴力団等の名称及び指定番号
報告する場合	七 指定暴力団等が法第八条第二项第二号に該当することとなつたと認める場合	五 異動があつたと認める理由の概要
		一 当該指定暴力団等の名称及び指定番号
報告する場合	八 構成員又は構成団体の加入、脱退その他の事由により指定暴力団等の構成に異動があつたと認められる場合	六 消滅の時期
		一 消滅の事由
報告する場合	九 その者の本籍又は国籍、住所、氏名、生年月日及び性別並びにその者に係る準暴力的 requirement 行為に係る指定暴力団等の名称	七 消滅したと認める理由の概要
		一 その者の本籍若しくは国籍、住所、氏名、生年月日及び性別並びに指定番号
報告する場合	十 その者が法第十二条の五第一項第五号若しくは第二項に規定する者に該当することとなり、又は及び指定番号	八 異動の時期
		一 その者の本籍若しくは国籍、住所、氏名、生年月日及び性別並びに指定番号
報告する場合	十一 その者が法第十二条の五第一項第五号若しくは第二項に規定する者に該当することとなり、又は該当しないこととなつたと認める	九 異動の内容
		一 その者の本籍若しくは国籍、住所、氏名、生年月日及び性別並びに指定番号
報告する場合	十二 その者が法第十二条の五第一項第五号若しくは第二項に規定する者に該当することとなり、又は該当しないこととなつたと認める	十 異動があつたと認める理由の概要
		一 その者の本籍若しくは国籍、住所、氏名、生年月日及び性別並びに指定番号

九 指定暴力団員の住所に変更があつたと認める場合	三 その者が法第十二条の五第一項第五号若しくは第二項に規定する者に該当することとなり、又は該当しないこととなつたと認める理由の概要
九の二 法第十二条の五第一項各号又は第二項に規定する者に該当する者の住所に変更があつたと認める場合	一 当該指定暴力団員の本籍又は国籍、氏名、生年月日及び性別並びにその所属する指定暴力団等の名称及び指定番号 二 変更前及び変更後の住所
九の三 法第三十条の二各号に掲げる請求が行われ、又は行われようとしていると認める場合	三 法第三十条の二各号に掲げる暴力行為の概要
九の四 法第三十条の五第一項各号に掲げる暴力行為が発生したと認める場合	一 請求予定の年月日及び場所 二 請求又は請求予定の年月日及び場所 三 請求の相手方である指定暴力団員の本籍又は国籍、住所、氏名、生年月日及び性別並びにその所属する指定暴力団等の名称及び指定番号 四 請求が法第三十条の二各号に掲げるものであると認める理由の概要
十 法の規定又は法の規定による命令に違反する行為があつたと認める場合	一 詐欺行為をした者の本籍又は国籍、住所、氏名、生年月日及び性別並びにその者が指定暴力団員である場合にはその所属する指定暴力団等の名称及び指定番号 二 違反行為に係る条項
十一 対立抗争（法第十五条第一項に規定する对立抗争をいう。以下この表において同じ。）に係る暴力行為が発生したと認める場合	三 変更の時期 四 変更があつたと認める理由の概要
十一の一 対立抗争（法第十五条第一項に規定する对立抗争をいう。以下この表において同じ。）に係る暴力行為が発生したと認める場合	一 詐欺行為をした年月日及び場所 二 対立抗争に係る指定暴力団等の名称及び指定番号
十一の二 対立抗争に係る暴力行為の概要	三 暴力行為が発生した年月日及び場所
十一の三 法第三十条の二各号に掲げる請求が行われ、又は行われようとしていると認める場合	四 法第三十条の二各号に掲げる暴力行為が発生したと認める場合
十一の四 法第三十条の五第一項各号に掲げる暴力行為が発生したと認める場合	一 暴力行為の概要 二 暴力行為が発生した年月日及び場所 三 暴力行為を行った指定暴力団員の本籍又は国籍、住所、氏名、生年月日及び性別並びにその所属する指定暴力団等の名称及び指定番号 四 暴力行為が法第三十条の五第一項各号に掲げるものであると認める理由の概要
十二 法第十二条の五第一項各号に規定する暴力行為が行われた場合には、当該指定暴力団員の本籍又は国籍、住所、氏名、生年月日及び性別並びにその所属する指定暴力団等の名称及び指定番号	五 第三号に規定する指定暴力団員が当該暴力行為に係る罪により刑に処せられた場合には、当該刑の言渡しをした裁判所の名称及び確定の年月日並びに罪名、刑名及び刑期並びに当該指定暴力団員を収容する刑事施設
十三 法第十二条の五第一項各号に規定する暴力行為が行われた場合には、当該指定暴力団員の本籍又は国籍、住所、氏名、生年月日及び性別並びにその所属する指定暴力団等の名称及び指定番号	六 暴力行為を行い、又は暴力行為の要求若しくは依頼をしたと認められる指定暴力団員の所属する指定暴力団等の名称及び指定番号
十四 法第十二条の五第一項各号に規定する暴力行為が行われた場合には、当該指定暴力団員の本籍又は国籍、住所、氏名、生年月日及び性別並びにその所属する指定暴力団等の名称及び指定番号	七 指定暴力団員に対し暴力行為が行われた場合には、当該指定暴力団員の本籍又は国籍、住所、氏名、生年月日及び性別並びにその所属する指定暴力団等の名称及び指定番号
十五 法第十二条の五第一項各号に規定する暴力行為が行われた場合には、当該指定暴力団員の本籍又は国籍、住所、氏名、生年月日及び性別並びにその所属する指定暴力団等の名称及び指定番号	八 指定暴力団員の居宅に対し暴力行為が行われた場合には、当該居宅の所在地、当該居宅に居住する指定暴力団員の本籍又は国籍、氏名、生年月日及び性別並びにその所属する指定暴力団等の名称及び指定番号
十六 法第十二条の五第一項各号に規定する暴力行為が行われた場合には、当該事務所の所在地	九 暴力行為が法第十五条の二第四項において準用する同条第一項に規定する暴力行為であると認める場合には、その旨及び籍又は国籍、氏名、生年月日及び性別並びにその所属する指定暴力団員の本籍又は国籍、住所、氏名、生年月日及び性別並びにその所属する指定暴力団等の名称及び指定番号
十七 法第十二条の五第一項各号に規定する暴力行為が行われた場合には、当該事務所の所在地	十 指定暴力団員に對して暴力行為が行われた場合には、当該指定暴力団員の本籍又は国籍、住所、氏名、生年月日及び性別並びにその所属する指定暴力団等の名称及び指定番号
十八 法第十二条の五第一項各号に規定する暴力行為が行われた場合には、当該事務所の所在地	十一 指定暴力団員により暴力行為が行われた場合には、当該指定暴力団員の本籍又は国籍、住所、氏名、生年月日及び性別並びにその所属する指定暴力団等の名称及び指定番号
十九 法第十二条の五第一項各号に規定する暴力行為が行われた場合には、当該事務所の所在地	十二 法第十二条の五第一項各号に規定する暴力行為が行われた場合には、当該事務所の所在地
二十 法第十二条の五第一項各号に規定する暴力行為が行われた場合には、当該事務所の所在地	二十一 法第十二条の五第一項各号に規定する暴力行為が行われた場合には、当該事務所の所在地
二十二 法第十二条の五第一項各号に規定する暴力行為が行われた場合には、当該事務所の所在地	二十三 法第十二条の五第一項各号に規定する暴力行為が行われた場合には、当該事務所の所在地
二十三 法第十二条の五第一項各号に規定する暴力行為が行われた場合には、当該事務所の所在地	二十四 法第十二条の五第一項各号に規定する暴力行為が行われた場合には、当該事務所の所在地
二十五 法第十二条の五第一項各号に規定する暴力行為が行われた場合には、当該事務所の所在地	二十五 法第十二条の五第一項各号に規定する暴力行為が行われた場合には、当該事務所の所在地
二十六 法第十二条の五第一項各号に規定する暴力行為が行われた場合には、当該事務所の所在地	二十六 法第十二条の五第一項各号に規定する暴力行為が行われた場合には、当該事務所の所在地

二 条、第二十七条、第三十条の四、二 三十一条の五第一項、第三十条の三 七第一項から第三項まで若しくは四 第三十条の十の規定による命令を含む。) 又は第十二条の二、第三十条 若しくは第三十条の三の規定によ る命令をした場合	二 命令に係る適用法条 命令の内容 命令をした年月日 命令に期間の定めがある場合には、当該期間 (同条の規定による仮の命令を含む。) をした場合
十二の二 法第十二条若しくは三 三十条の七第四項の規定による命 令又は第十二条の六の規定による 命令(同条の規定による仮の命令 を含む。)をした場合	一 命令を受けた者の本籍又は国籍、住所、氏名、生年月日及 び性別並びにその者が指定暴力団員である場合にはその所属す る指定暴力団等の名称及び指定番号並びに命令に係る指定暴力 団等の名称及び指定番号
二 命令に係る適用法条 命令の内容 命令をした年月日 命令に期間の定めがある場合には、当該期間 (同条の規定による仮の命令を含む。) をした場合	一 命令を受けた者の本籍又は国籍、住所、氏名、生年月日及 び性別並びにその者が指定暴力団員である場合にはその所属す る指定暴力団等の名称及び指定番号並びに命令に係る指定暴力 団等の名称及び指定番号
三 命令の内容 指示をした年月日 命今に係る期間 対立抗争に係る指定暴力団等の名称及び指定番号	一 命令を受けた指定暴力団員の本籍又は国籍、住所、氏名、生年月日及 び性別並びにその者が指定暴力団員である場合にはその所属す る指定暴力団等の名称及び指定番号並びに命令に係る指定暴力 団等の名称及び指定番号
四 命令をした年月日 命今に係る事務所の所在地 命今に係る事務所の所在地 命今に係る事務所の所在地	一 命令を受けた指定暴力団員の本籍又は国籍、住所、氏名、生年月日及 び性別並びにその者が指定暴力団員である場合にはその所属す る指定暴力団等の名称及び指定番号並びに命令に係る指定暴力 団等の名称及び指定番号
五 命令をした年月日 命今に係る事務所の所在地 命今に係る事務所の所在地 命今に係る事務所の所在地	一 命令を受けた指定暴力団員の本籍又は国籍、住所、氏名、生年月日及 び性別並びにその者が指定暴力団員である場合にはその所属す る指定暴力団等の名称及び指定番号並びに命令に係る指定暴力 団等の名称及び指定番号
六 命令をした年月日 命今に係る事務所の所在地 命今に係る事務所の所在地 命今に係る事務所の所在地	一 命令を受けた指定暴力団員の本籍又は国籍、住所、氏名、生年月日及 び性別並びにその者が指定暴力団員である場合にはその所属す る指定暴力団等の名称及び指定番号並びに命令に係る指定暴力 団等の名称及び指定番号

十三の二 法第十五条第三項にお いて準用する同条第一項の規 定による命令の期限の延長を含む。) をし た場合	一 法第十五条第一項の規定に よる命令(同条の規定による仮の命令を含む。)をした場合	一 法第十五条第二項の規定による 命令(同条の規定による仮の命令を含む。)をした場合	一 法第十五条第三項の規定による 命令(同条の規定による仮の命令を含む。)をした場合	一 法第十五条第四項において準用する場合
十三の三 法第十五条の二第一項 の規定による指定(同条第二項の 規定による命令の期限の延長を含む。)をし た場合	一 法第十五条の二第一項の規定による 命令(同条第二項の規定による命令の期限の延長を含む。)をし た場合	一 法第十五条の二第一項の規定による 命令(同条第二項の規定による命令の期限の延長を含む。)をし た場合	一 法第十五条の二第一項の規定による 命令(同条第二項の規定による命令の期限の延長を含む。)をし た場合	一 法第十五条の二第一項の規定による 命令(同条第二項の規定による命令の期限の延長を含む。)をし た場合
十三の四 法第十五条の二第一項 において準用する同条第一項の規 定による指定(同条第二項の規 定による命令の期限の延長を含む。)をし た場合	一 法第十五条の二第一項の規定による 命令(同条第二項の規定による命令の期限の延長を含む。)をし た場合	一 法第十五条の二第一項の規定による 命令(同条第二項の規定による命令の期限の延長を含む。)をし た場合	一 法第十五条の二第一項の規定による 命令(同条第二項の規定による命令の期限の延長を含む。)をし た場合	一 法第十五条の二第一項の規定による 命令(同条第二項の規定による命令の期限の延長を含む。)をし た場合
十三の五 内部抗争に係る集団の実態 指定をした理由の概要	一 内部抗争に係る警戒区域 指定をした年月日	一 内部抗争に係る警戒区域 指定をした年月日	一 内部抗争に係る警戒区域 指定をした年月日	一 内部抗争に係る警戒区域 指定をした年月日
十三の六 指定をした理由の概要 付して行うものとする。	一 指定をした理由の概要 付して行うものとする。	一 指定をした理由の概要 付して行うものとする。	一 指定をした理由の概要 付して行うものとする。	一 指定をした理由の概要 付して行うものとする。

十三の七 法第三十条の八第三項 の規定による命令(同条の規定による 命令及び同条第二項の規定による 命令の期限の延長を含む。)をした場合	一 警戒区域の変更に係る特定危険指定暴力団等の名称及び指 定番号
十三の八 法第三十条の十一第一 項の規定による命令(同条の規定による 命令及び同条第二項の規定による 命令の期限の延長を含む。)をした場合	一 警戒区域の変更に係る特定危険指定暴力団等の名称及び指 定番号
十三の九 法第三十五条第八項の規 定により仮の命令の効力を失わせた 場合	一 警戒区域の変更に係る特定危険指定暴力団等の名称及び指 定番号
十四 法第三十五条第八項の規 定により仮の命令の効力を失わせた 場合	一 仮の命令を受けた指定暴力団員の本籍又は国籍、住所、氏 名、生年月日及び性別並びにその所属する指定暴力団等の名称 及び指定番号
十五 その他指定暴力団等又は指 定暴力団員の実態に特異な動向が あったと認める場合	一 仮の命令を受けた指定暴力団員の本籍又は国籍、住所、氏 名、生年月日及び性別並びにその所属する指定暴力団等の名称及び指 定番号
(官庁、公共団体その他の者に対する協力要求手続)	一 仮の命令を受けた指定暴力団員の本籍又は国籍、住所、氏 名、生年月日及び性別並びにその所属する指定暴力団等の名称及び指 定番号
第十四条 法第三十六条第四項の規 定による協力の要求は、次に掲げる事項を記載した書面を送 付して行うものとする。	一 仮の命令を受けた指定暴力団員の本籍又は国籍、住所、氏 名、生年月日及び性別並びにその所属する指定暴力団等の名称及び指 定番号
一 協力の内容	一 仮の命令を受けた指定暴力団員の本籍又は国籍、住所、氏 名、生年月日及び性別並びにその所属する指定暴力団等の名称及び指 定番号

二 協力を求める理由

(命令等の送達に係る書類)

第四十五条 法第三十九条の二第一項の国家公安委員会規則で定める書類は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。

一 法第十一條第一項、第十二條第二項、第十二條の六第一項、第十八條第一項、第二十二條第一項、第二十六條第一項、第三十条の三、第三十条の七第一項又は第三十条の十第一項の規定による命令

二 法第十一條第二項、第十二條第一項、第十二條の二、第十二條の四第一項、第十二條の六第二項、第十八條第二項、第十九條第二十二條第二項、第二十三條、第二十六條第二項、第二十七條、第三十条の七第三項若しくは第四項又は第三十条の十第二項の規定による命令（法第十二条第二項、第十二条の四第一項、第十二條の六第二項、第十八條第二項、第十九條、第二十二条第二項、第二十三條、第二十六条第二項、第二十七條又は第三十条の十第二項の規定（第十号において「法第十一條第二項等の規定」という。）に係る仮の命令を除く。）別記様式

第十七号の再発防止命令書

第三法第十二条の四第二項の規定による指示 別記様式第二十八号の指示書

四 法第十五条第一項又は第三十条の十一第一項の規定による命令（これらの規定に係る仮の命令を除く。次号において同じ。）別記様式第二十九号の事務所使用制限命令書

五 法第十五条第二項（同条第三項において準用する場合を含む。）の規定による同条第一項の規定による命令の期限の延長又は法第三十条の十二第二項の規定による同条第一項の規定によ

る命令の期限の延長 別記様式第三十号の命令期限延長通知書

六 法第十八条第三項の規定による命令 別記様式第三十一号の少年脱退措置命令書

七 法第三十条の四の規定による命令（同条の規定に係る仮の命令を除く。）別記様式第三十二号の請求妨害防止命令書

八 法第三十条の五第一項の規定による命令（同項の規定に係る仮の命令を除く。）別記様式第

三十三号の賞揚等禁止命令書

九 法第三十条の七第二項の規定による命令（同項の規定に係る仮の命令を除く。）別記様式第

三十四号の用心棒行為等防止命令書

十 法第十一條第二項等の規定に係る仮の命令 別記様式第三十五号の再発防止仮命令書

十一 法第十五条第一項又は第三十条の十一第一項の規定に係る仮の命令 别記様式第三十六号の事務所使用制限仮命令書

十二 法第三十条の四の規定に係る仮の命令 别記様式第三十七号の請求妨害防止仮命令書

十三 法第三十条の五第一項の規定に係る仮の命令 别記様式第三十八号の賞揚等禁止仮命令書

十四 法第三十条の七第二項の規定に係る仮の命令 别記様式第三十九号の用心棒行為等防止仮命令書

（書類の送達）

第四十六条 公安委員会が法又はこの規則の規定により送達する書類は、郵便若しくは民間事業者による信書の送達に関する法律（平成十四年法律第九十九号）第二条第六項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第九項に規定する特定信書便事業者による同条第二項に規定する信書便（以下「信書便」という。）による送達又は交付送達により、その送達を受けるべき者の住所又は居所（事務所及び事業所を含む。）に送達するものとする。（郵便又は信書便による送達）

第四十七条 公安委員会は、郵便により前条に規定する書類を発送する場合において必要があると認めるときは、特殊取扱いによる郵便により行うものとする。
3 公安委員会は、郵便又は信書便により前条に規定する書類を発送した場合には、その書類の名称、その送達を受けるべき者の氏名、あて先、郵便物又は民間事業者による信書の送達に関する

法律第一条第三項に規定する信書便物の送達の方法及び発送の年月日を確認するに足りる記録を作成しておくものとする。（交付送達）

第四十八条 交付送達は、当該都道府県警察の職員が、第四十六条の規定により送達すべき場所において、その送達を受けるべき者に、受領確認書と引換えに書類を交付して行うものとする。ただし、その者に異議がないときは、その他の場所において交付することができる。

一 次の各号に掲げる場合のいずれかに該当するときは、前項の職員は、交付送達を、同項の規定による交付に代え、それぞれ当該各号に定める行為により行うことができる。

二 送達すべき場所において書類の送達を受けるべき者に出会わない場合、その使用者その他の従業者又は同居の者で書類の受領について相当のわきまえのあるものに、受領確認書と引換えにその書類を交付すること。

二 書類の送達を受けるべき者その他前号に規定する者が送達すべき場所にいない場合又はこれらの者が正当な理由がなく書類の受領を拒んだ場合、送達すべき場所にその書類を差し置くこと。

3 前条第三項の規定は、前二項の規定により交付送達をした場合について準用する。この場合において、同条第三項中「あて先、郵便物又は民間事業者による信書の送達に関する法律第二条第三項に規定する信書便物の送達の方法及び発送の」とあるのは、「その書類を交付し又は差し置いた場所、交付送達の方法及びその書類を交付し又は差し置いた」と読み替えるものとする。（公示送達の方法）

第四十八条の二 法第四十二条及び暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律施行令（平成三年政令第三百三十五号）第五条の規定により方面公安委員会が行う法の規定による命令又は指示に係る法第三十九条の二第二項の規定による公示送達（以下この条において単に「公示送達」という。）については、法第三十九条の二第三項の規定による掲示は、当該方面公安委員会の掲示板において行うものとする。

2 前項の規定は、法第四十二条第一項の規定により方面公安委員会が同項に規定する命令又は指示を警視総監又は道府県警察本部長に行わせる場合における当該命令又は指示に係る公示送達について準用する。この場合において、前項中「当該方面公安委員会」とあるのは、「警視庁又は道府県警察本部」と読み替えるものとする。

3 第一項の規定は、法第四十二条第二項の規定により公安委員会が同項に規定する命令を警察署令又は指示を方面本部長に行わせる場合における当該命令又は指示に係る公示送達について準用する。この場合において、第一項中「当該方面公安委員会」とあるのは、「当該方面本部」と読み替えるものとする。

4 第一項の規定は、法第四十二条第三項の規定により公安委員会が同項に規定する命令を警察署長に行わせる場合における当該命令に係る公示送達について準用する。この場合において、第一項中「当該方面公安委員会」とあるのは、「当該警察署」と読み替えるものとする。（申出書等の提出手続）

第四十九条 第十四条第二項又は第十七条第二項の規定による援助申出書又は責任者選任届出書の提出は、当該援助の申出をしようとする者の住所地又は当該責任者の置かれる事業所の所在地を管轄する警察署長を経由してしなければならない。

（管轄管区警察局の経由）

第五十条 第四条第一項又は第八条第一項の規定による確認請求書又は取消確認請求書の提出は、

この規則は、法の施行の日（平成四年三月一日）から施行する。

附 則（平成四年二月二〇日国家公安委員会規則第三号）

この規則は、平成四年三月一日から施行する。

(施行期日)

第一条 この規則は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

一 第一条中警備業の要件に関する規則第二条第十号、第十八条号及び第二十号の改正規定、第二条中風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行規則第五条第十号、第十八条号及び第二十号の改正規定、第三条中暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律施行規則第二十二条第十号、第十八条号及び第二十号の改正規定並びに第四条中暴力的不法行為その他の罪に当たる違法な行為を定める規則第十号、第十八条号及び第二十号の改正規定、麻薬及び向精神薬取締法等の一部を改正する法律（平成三年法律第九十三条）の施行の日（平成四年七月一日）

二 第一条中警備業の要件に関する規則第二条第二十五条号の改正規定、第二条中風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行規則第五条第二十五条号の改正規定、第三条中暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律施行規則第一条第二十五条号の改正規定及び第四条中暴力的不法行為その他の罪に当たる違法な行為を定める規則第二十五条号の改正規定（平成四年七月四日）

（経過措置）

第一条 前条第二号に定める日前にした第三条の規定による改正後の暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律施行規則第一条第二十五条号に規定する罪に当たる行為（廃棄物の処理及び清掃に関する法律及び廃棄物処理施設整備緊急措置法の一部を改正する法律第一条の規定による改正前の廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和四十五年法律第百三十七号）、第二十六条第二号（第十六条第一項に係る部分に限る。）及び第二十七条第二号（第十六条第二項第二号に係る部分を除く。）に規定する罪に当たるものに限る。）については、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第二条第三号の規定は適用しない。

附 則 （平成五年四月九日国家公安委員会規則第四号）

（施行期日）

この規則は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律の一部を改正する法律（平成四年法律第百五号）の施行の日から施行する。

附 則 （平成五年五月一二日国家公安委員会規則第六号）

（施行期日）

この規則は、次に掲げる規定ごとに、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

一 第一条の改正規定（同条第二十九号に係る部分に限る。）この規則の公布の日

二 第一条の改正規定（同条第三十号に係る部分に限る。）特定債権等の事業の規制に関する法律の施行の日

三 その他の部分（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律の一部を改正する法律（平成五年法律第四十一号）の施行の日）

附 則 （平成五年六月一五日国家公安委員会規則第九号）

（施行期日）

この規則は、銃砲刀剣類所持等取締法及び武器等製造法の一部を改正する法律（平成五年法律第六十六号）の施行の日から施行する。

附 則 （平成六年三月四日国家公安委員会規則第九号）抄

1 この規則は、平成六年四月一日から施行する。

2 この規則による改正前の警備員指導教育責任者及び機械警備業務管理者に係る講習等に関する規則、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行規則、遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則、警備員等の検定に関する規則、自動車の保管場所の確保等に関する法律施行規則、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律施行規則、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律施行規則及び暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律の規定に基づく聽聞の実施に関する規則に規定する様式による書面については、当分の間、それぞれ改正後のこれの規則に規定する様式による書面とみなす。

附 則 （平成六年一一月二六日国家公安委員会規則第二十八号）

2 1 この規則は、公布の日から施行する。

2 被害回復アドバイザー証、責任者講習受講申込書、受講修了書、事務所使用制限命令書、命令期限延長通知書、少年脱退措置命令書、社会復帰アドバイザー証、報告調書、提出資料目録、還付請求書、身分証明書、再発防止仮命令書、事務所使用制限仮命令書、移送通知書及び主たる事務所決定通報書並びに暴力追放相談委員証の様式については、改正後の暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律施行規則の別記様式第十号、別記様式第十三号、別記様式第十四号、別記様式第十号、第十八号及び第二十号の改正規定並びに第四条中暴力的不法行為その他の罪に当たる違法な行為を定める規則第十号、第十八号及び第二十号の改正規定、麻薬及び向精神薬取締法等の一部を改正する法律（平成三年法律第九十三条）の施行の日（平成四年七月一日）

2 第一条中警備業の要件に関する規則第二条第二十五条号の改正規定、第二条中風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行規則第五条第二十五条号の改正規定、第三条中暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律施行規則第一条第二十五条号の改正規定及び第四条中暴力的不法行為その他の罪に当たる違法な行為を定める規則第二十五条号の改正規定（平成四年七月四日）

附 則 （平成七年五月二三日国家公安委員会規則第六号）

（施行期日）

この規則は、銃砲刀剣類所持等取締法の一部を改正する法律（平成七年法律第八十九号）の施行の日（平成七年六月十二日）から施行する。

附 則 （平成七年五月二六日国家公安委員会規則第七号）

（施行期日）

この規則は、刑法の一部を改正する法律の施行の日（平成七年六月一日）から施行する。

附 則 （平成九年六月六日国家公安委員会規則第七号）

（施行期日）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 （平成九年九月二九日国家公安委員会規則第九号）

（施行期日）

この規則は、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律の一部を改正する法律（平成九年法律第七十号）の施行の日（平成九年十月一日）から施行する。

附 則 （平成九年一〇月一一日国家公安委員会規則第一号）

（施行期日）

この規則は、公布的日から施行する。ただし、第一条のうち警備業の要件に関する規則第二条第二十五条号に係る部分、第二条のうち風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行規則第五条第二十五条号に係る部分、第三条のうち暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律施行規則第一条第二十五条号に係る部分及び第四条のうち暴力的不法行為その他の罪に当たる違法な行為を定める規則第二十五条号に係る部分は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律の一部を改正する法律（平成九年法律第八十五号）の施行の日から施行する。

附 則 （平成九年一二月一九日国家公安委員会規則第一二号）

（施行期日）

この規則は、平成九年十二月一十三日から施行する。

附 則 （平成一〇年一〇月二〇日国家公安委員会規則第一四号）抄

（施行期日）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 （平成一一一年一月一一日国家公安委員会規則第一号）

（施行期日）

この規則は、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律の一部を改正する法律の施行の日（平成十一年四月一日）から施行する。

附 則 （平成一一一年一月一一日国家公安委員会規則第一号）

（施行期日）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 （平成一二年一二月一九日国家公安委員会規則第一二号）

（施行期日）

この規則は、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する規則、警備員等の検定に関する規則、自動車の保管場所の確保等に関する法律施行規則、暴力団員による不当な行為の防止等に関する規則、届出自動車教習所が行う教習の課程の指定に関する規則、特定物質の運搬の届出等に関する規則及び古物営業法施行規則に規定する様式による書面については、改正後の犯罪被害者等給付金支給法施行規則、警備員指導教育責任者及び機械警備業務管理者に係る講習等に関する規則、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行規則、遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則、指定車両移動保管機関等に関する規則、自動車の保管場所の確保等に関する法律施行規則、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律施行規則、原動機を用いる歩行補助車等の型式認定の手続等に関する規則、届出自動車教習所が行う教習の課程の指定に関する規則、特定物質の運搬の届出等に関する規則及び古物営業法施行規則に規定する様式による書面については、改正後の犯罪被害者等給付金支給法施行規則、警備員指導教育責任者及び機械警備業務管理者に係る講習等に

式の検定等に関する規則、警備員等の検定に関する規則、指定車両移動保管機関等に関する規則、自動車の保管場所の確保等に関する法律施行規則、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律施行規則、原動機を用いる歩行補助車等の型式認定の手続等に関する規則、届出自動車教習所が行う教習の課程の指定に関する規則、特定物質の運搬の届出等に関する規則及び古物營業法施行規則に規定する様式にかかわらず、当分の間、なおこれを使用することができます。この場合には、氏名を記載し及び押印することに代えて、署名することができます。

附 則（平成二年一月一四日国家公安委員会規則第二号）抄

1

この規則は、法の施行の日から施行する。

附 則（平成二年一月一六日国家公安委員会規則第一号）

この規則は、児童買春、児童ポルノに係る行為等の処罰及び児童の保護等に関する法律（平成十一年法律第五十二号）の施行の日（平成十一年一月一日）から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第一条のうち、警備業の要件に関する規則第一条第三号、第五号、第十三号、第十六号、第十八号及び第二十三号の改正規定 同条第二十八条号の改正規定中「限る」の下に「第三十四号ト（23）において同じ」を加える部分 同条第二十九号の改正規定並びに同条に二号を加える改正規定中同条第三十四号に係る部分 第二条のうち、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行規則第五条第三号、第五号、第十三号、第十六号、第十八号及び第二十三号の改正規定、同条第二十八号の改正規定中「限る」の下に「第三十四号ト（23）において同じ」を加える部分、同条第二十九号の改正規定並びに同条に二号を加える改正規定中同条第三十四号に係る部分、第三条のうち、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律施行規則第三号、第五号、第十三号、第十六号、第十八号及び第二十三号の改正規定、同条第二十八号の改正規定中「限る」の下に「第三十四号ト（23）において同じ」を加える部分、同条第二十九号の改正規定並びに同条に二号を加える改正規定中同条第三十四号に係る部分、組織的な犯罪の处罚及び犯罪収益の規制等に関する法律（平成十一年法律第二百三十六号）の施行の日

二 第一条のうち警備業の要件に関する規則第二条第七号の改正規定、第二条のうち風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行規則第五条第七号の改正規定、第三条のうち暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律施行規則第一条第七号の改正規定及び第四条のうち暴力的不法行為その他の罪に当たる違法な行為を定める規則第三号、第五号、第十三号、第十六号、第十八号及び第二十三号の改正規定、第二十八条号の改正規定中「限る」の下に「第三十四号ト（23）において同じ」を加える部分、第二十九号の改正規定並びに本則に二号を加える改定規定中第三十四号に係る部分 組织的な犯罪の处罚及び犯罪収益の規制等に関する法律（平成十一年法律第二百三十六号）の施行の日

三 第一条のうち警備業の要件に関する規則第二条第七号の改正規定、第二条のうち風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行規則第五条第七号の改正規定、第三条のうち暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律施行規則第一条第七号の改正規定及び第四条のうち暴力的不法行為その他の罪に当たる違法な行為を定める規則第七号の改正規定 職業安定法等の一部を改正する法律（平成十一年法律第八十五号）の施行の日

三 第一条のうち警備業の要件に関する規則第二条第二十八号の改正規定中「第四条第三項」を改める部分及び「に規定する」を改める部分、第二条のうち風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行規則第五条第二十八号の改正規定中「第四条第三項」を改める部分及び「に規定する」を改める部分、第三条のうち暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律施行規則第一条第二十八号の改正規定中「第四条第三項」を改める部分及び「に規定する」を改める部分並びに第四条のうち暴力的不法行為その他の罪に当たる違法な行為を定める規則第二十八号の改正規定中「第四条第三項」を改める部分及び「に規定する」を改める部分、正規定中「第四条第三項」を改める部分及び「に規定する」を改める部分 労働者派遣事業の適正運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律等の一部を改正する法律（平成十一年法律第八十四号）の施行の日

附 則（平成二年九月二二日国家公安委員会規則第一五号）

この規則は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律及び産業廃棄物の処理に係る特定施設の整備の促進に関する法律の一部を改正する法律（平成十二年法律第二百五号）の施行の日（平成十二年十月一日）から施行する。

この規則は、刑法の一部を改正する法律（平成十三年法律第二百三十九号）の施行の日（平成十三年十二月二十五日）から施行する。ただし、第一条中警備業の要件に関する規則第二条第十三条号及び第三十四条ト（11）の改正規定、第二条中風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行規則第五条第十三号及び第三十四条ト（11）の改正規定、第四条中暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律施行規則第一条第十三号及び第三十四条ト（11）の改正規定並びに第五条中暴力的不法行為その他の罪に当たる違法な行為を定める規則第十三号及び第三十四条ト（11）の改正規定は、弁護士法の一部を改正する法律（平成十三年法律第四十一号）の施行の日（平成十四年四月一日）から施行する。

附 則（平成二年五月五日国家公安委員会規則第一号）

この規則は、平成十五年四月一日から施行する。

附 則（平成二年五月三一日国家公安委員会規則第八号）

この規則は、商法等の一部を改正する法律の施行の日（平成十五年四月一日）から施行する。

附 則（平成二年五月八月二九日国家公安委員会規則第一三号）

この規則は、平成十五年十二月一日から施行する。

附 則（平成二年五月八月二九日国家公安委員会規則第二〇号）

この規則は、平成十五年九月一日から施行する。

附 則（平成二年五月二七日国家公安委員会規則第一九号）

この規則は、平成十五年十二月一日から施行する。

附 則（平成二年五月八月二九日国家公安委員会規則第一〇号）

この規則は、平成十五年九月一日から施行する。

附 則（平成二年五月二七日国家公安委員会規則第三号）

この規則は、平成十六年三月一日から施行する。

附 則（平成二年四月二八日国家公安委員会規則第一〇号）

この規則は、公布の日から施行する。ただし、第一条の規定は、平成十六年七月一日から施行する。

附 則（平成二年四月二八日国家公安委員会規則第二五号）

この規則は、次の各号に掲げる規定ごとに、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

一 第一条、第四条、第七条、第十条、第十三条及び第十六条の改正規定 この規則の公布の日

二 第二条、第五条、第八条、第十一条、第十四条及び第十七条の改正規定 信託業法（平成十六年法律第二百五十四号）の施行の日（平成十六年十二月三十日）

三 第三条、第六条、第九条、第十二条、第十五条及び第十八条の改正規定 刑法等の一部を改正する法律（平成十六年法律第二百五十六号）の施行の日（平成十七年一月一日）

附 則（平成二年七月一二日国家公安委員会規則第一四号）

この規則は、刑法等の一部を改正する法律（平成十七年法律第六十六号）の施行の日（平成十七年七月十二日）から施行する。

附 則（平成二年九月三〇日国家公安委員会規則第一六号）

この規則は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律等の一部を改正する法律（平成十七年法律第二十二号）の施行の日（平成十七年十月一日）から施行する。

附 則（平成二年九月三〇日国家公安委員会規則第一六号）

この規則は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律等の一部を改正する法律（平成十七年法律第二十二号）の改正規定、第二条中風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する規則第二条第二十三号の改正規定、第二条中風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行規則第五条第二十三号の改正規定、第三条中暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律施行規則第一条第二十三号の改正規定、第四条中暴力的不法行為その他の罪に当たる違法な行為を定める規則第二十三号の改正規定、第五条中国家公安委員会関係自動車運輸代理業の適正化等に関する法律施行規則第一条第二十三号の改正規定及び第六条中確認事務の委託の手続等に関する規則第三条第二十三号の改正規定は、旅券法及び組織的な犯罪の处罚及び犯罪収益の規制等に関する法律の一部を改正する法律（平成十七年法律第五十五号）附則第一条第一号に掲げる規定の施行の日（平成十七年十二月十日）から施行する。

附 則（平成二年九月二二日国家公安委員会規則第一六号）

この規則は、銀行法等の一部を改正する法律（平成十七年法律第二百六号）の施行の日から施行する。

附 則 (平成一八年四月二四日国家公安委員会規則第一四号) 抄
(施行期日)

第一条 この規則は、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律の一部を改正する法律(平成十七年法律第百十九号。以下「改正法」という。)の施行の日(平成十八年五月一日)から施行する。

附 則 (平成一八年四月二八日国家公安委員会規則第一六号)

この規則は、会社法(平成十七年法律第八十六号)の施行の日(平成十八年五月一日)から施行する。

附 則 (平成一八年七月四日国家公安委員会規則第二二号)

この規則は、証券取引法等の一部を改正する法律(平成十八年法律第六十五号)附則第一条第一号に掲げる規定の施行の日(平成十八年七月四日)から施行する。

附 則 (平成一八年八月一一日国家公安委員会規則第二二号)

この規則は、銃砲刀剣類所持等取締法の一部を改正する法律(平成十八年法律第四十一号)の施行の日(平成十八年八月二十一日)から施行する。

附 則 (平成一九年一月二二日国家公安委員会規則第二二号)

この規則は、貸金業の規制等に関する法律等の一部を改正する法律(平成十八年法律第一百五十五号)附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日(平成十九年一月二十日)から施行する。

附 則 (平成一九年八月七日国家公安委員会規則第一八号)

この規則は、次の各号に掲げる規定ごとに、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

一 第一条、第三条、第五条、第七条、第九条及び第十二条の改正規定

係法の整備等に関する法律(平成十八年法律第百九号)の施行の日

二 第二条、第四条、第六条、第八条、第十条及び第十二条の改正規定

証券取引法等の一部を改正する法律(平成十八年法律第六十五号)の施行の日

附 則 (平成一九年九月二七日国家公安委員会規則第二二号)

この規則は、自転車競技法及び小型自動車競走法の一部を改正する法律(平成十九年法律第八十二号)附則第一条第一号に掲げる規定の施行の日から施行する。ただし、第一条中警備業の要件に関する規則第二条第十六条号の改正規定、第二条中風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行規則第七条第十六条号の改正規定、第三条中暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律施行規則第一条第十六条号及び第十三条の二第七号の改正規定、第四条中暴力的不法行為その他の罪に当たる違法な行為を定める規則第十六条号の改正規定、第五条中国家公安委員会関係自動車運輸代行業の業務の適正化に関する法律施行規則第一条第十六条号の改正規定並びに第六条中確認事務の委託の手続等に関する規則第三条第十六条号の改正規定は、自転車競技法及び小型自動車競走法の一部を改正する法律附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日から施行する。

附 則 (平成一九年一二月二二日国家公安委員会規則第二五号)

この規則は、銃砲刀剣類所持等取締法及び武器等製造法の一部を改正する法律(平成十九年法律第二百二十号)の施行の日(平成十九年十二月三十一日)から施行する。

附 則 (平成一九年一二月二三日国家公安委員会規則第二六号)

この規則は、貸金業の規制等に関する法律等の一部を改正する法律(平成十八年法律第一百五十五号)の施行の日(平成十九年十一月十九日)から施行する。

附 則 (平成一九年五月二日国家公安委員会規則第六号)

この規則は、モーターボート競走法の一部を改正する法律(平成十九年法律第十六号)附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日(平成二十年四月一日)から施行する。

附 則 (平成一九年七月一六日国家公安委員会規則第一四号)

この規則は、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律の一部を改正する法律(平成二十年法律第二十八号)附則第一条第一号に掲げる規定の施行の日(平成二十年八月一日)から施行する。

行する。ただし、第一条中暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律施行規則第一条に二号を加える改正規定(同条第五十三号に係る部分に限る。)は、同法附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日から施行する。

附 則 (平成二〇年一月一七日国家公安委員会規則第二五号)

この規則は、インターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法律の一部を改正する法律(平成二十年法律第五十二号)附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日(平成二十年十二月一日)から施行する。

附 則 (平成二一年三月三〇日国家公安委員会規則第一号)

(施行期日)
1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第三十三条第二項の証明書の様式については、改正後の暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律施行規則別記様式第二十三号の様式にかかわらず、当分の間、なお従前の例によることができる。

附 則 (平成二一年五月二九日国家公安委員会規則第五号)

この規則は、金融商品取引法等の一部を改正する法律(平成二十年法律第六十五号)附則第一条第三号に掲げる規定の施行の日(平成二十一年六月一日)から施行する。

附 則 (平成二二年三月二六日国家公安委員会規則第一号)

この規則は、金融商品取引法等の一部を改正する法律(平成二十一年法律第五十八号)の施行の日(平成二十二年四月一日)から施行する。

附 則 (平成二三年三月三〇日国家公安委員会規則第三号)

この規則は、金融商品取引法等の一部を改正する法律(平成二十二年法律第三十二号)の施行の日(平成二十三年四月一日)から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 略

二 第一条中警備業の要件に関する規則第二条第三十三号の改正規定、第二条中風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行規則第七条第三十三号の改正規定、第三条中暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律施行規則第一条第三十三号の改正規定、第四条中暴力的不法行為その他の罪に当たる違法な行為を定める規則第三十三号の改正規定、第五条中国家公安委員会関係自動車運輸代行業の業務の適正化に関する法律施行規則第一条第三十三号の改正規定及び第六条中確認事務の委託の手続等に関する規則第三条第三十三号の改正規定、廃棄物の処理及び清掃に関する法律の一部を改正する法律(平成二十二年法律第三十四号)の施行の日(平成二十三年四月一日)

附 則 (平成二三年六月一〇日国家公安委員会規則第一〇号)

この規則は、資本市場及び金融業の基盤強化のための金融商品取引法等の一部を改正する法律(平成二十三年法律第四十九号)附則第一条第一号に掲げる規定の施行の日(平成二十三年六月十四日)から施行する。ただし、第三条中暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律施行規則第一条第四十号の改正規定、同規則第十三条の二第十三号の改正規定、同条第十四号の改正規定及び同規則第二十七条第二号の改正規定並びに第六条中確認事務の委託の手続等に関する規則第三条第四十号の改正規定は、公布の日から施行する。

附 則 (平成二三年七月六日国家公安委員会規則第一一号)

この規則は、情報処理の高度化等に対応するための刑法等の一部を改正する法律(平成二十三年法律第七十四号)の施行の日(平成二十三年七月十四日)から施行する。

附 則 (平成二四年九月一八日国家公安委員会規則第一〇号)

この規則は、労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律の一部を改正する法律(平成二十四年法律第二十七号)の施行の日(平成二十四年十月一日)から施行する。

転免許取得者教育の認定に関する規則、ストーカー行為等の規制等に関する法律施行規則、ストーカー行為等の規制等に関する法律の規定に基づく意見の聴取の実施に関する規則、国家公安委員会関係自動車運輸代理業の業務の適正化に関する法律施行規則、特殊開錠用具の所持の禁止等に関する法律施行規則、インターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法律施行規則、配偶者からの暴力等による被害を自ら防止するための警察本部長等による援助に関する規則、確認事務の手続等に関する法律施行規則、携帯音声通信業務提供契約に係る契約者確認に関する規則、警備員等の検定等に関する規則、届出対象病原体等の運搬の届出等に関する規則、遺失物法施行規則、犯罪による収益の移転防止に関する法律の規定に基づく事務の実施に関する規則、少年法第六条の二第三項の規定に基づく警察職員の職務等に関する規則、被疑者取調べ適正化のための監督に関する規則、携帯音声通信業務提供契約に係る契約資格の認定のための講習会の開催に関する事務の一部を行わせることができる者の指定に関する規則、行方不明者発見活動に関する規則、国家公安委員会関係警察等が取り扱う死体の死因又は身元の調査等に関する法律施行規則、死体取扱規則、国際連合安全保障理事会決議第千二百六十七号等を踏まえ我が国が実施する国際テロリストの財産の凍結等に関する特別措置法の規定に基づく意見の聴取の実施に関する規則及び重要施設の周辺地域の上空における小型無人機等の飛行の禁止に関する法律施行規則に規定する様式により使用することができる。

附 則（令和二年三月三一日国家公安委員会規則第五号）

この規則は、令和二年四月一日から施行する。

附 則（令和二年四月二七日国家公安委員会規則第六号）

この規則は、情報通信技術の進展に伴う金融取引の多様化に対応するための資金決済に関する書面については、この規則による改正後のこれらの規則に規定する様式にかかわらず、当分の間、なおこれを使用することができます。

附 則（令和二年五月一一日国家公安委員会規則第一三号）

（施行期日）

第一条 この規則は、公布の日から施行する。

（経過措置）

第二条 この規則による改正前の様式（次項において「旧様式」という。）により使用されている書類は、当分の間、この規則による改正後の様式によるものとみなす。

2 旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕つて使用することができる。

附 則（令和三年三月三一日国家公安委員会規則第三号）

この規則は、令和三年四月一日から施行する。

附 則（令和三年三月三一日国家公安委員会規則第四号）

この規則は、金融サービスの利用者の利便の向上及び保護を図るための金融商品の販売等に関する法律等の一部を改正する法律（令和二年法律第五十号。以下「改正法」という。）の施行の日から施行する。ただし、第一条第二表に係る改正規定、第二条第二表に係る改正規定、第三条第二表に係る改正規定、第四条第二表に係る改正規定、第五条第二表に係る改正規定、第六条第二表に係る改正規定及び第七条第二表に係る改正規定は、改正法附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日（令和三年五月一日）から施行する。

附 則（令和四年一月二七日国家公安委員会規則第一一号）

この規則は、新型コロナウイルス感染症等の影響による社会経済情勢の変化に対応して金融機能の強化及び安定の確保を図るために銀行法等の一部を改正する法律の施行の日（令和三年十一月二十二日）から施行する。

附 則（令和四年一月二八日国家公安委員会規則第三号）

この規則は、銃砲刀剣類所持等取締法の一部を改正する法律の施行の日（令和四年三月十五日）から施行する。

附 則（令和四年三月三〇日国家公安委員会規則第一〇号）

この規則は、海上運送法等の一部を改正する法律の施行の日（令和四年四月一日）から施行する。

附 則（令和四年九月二八日国家公安委員会規則第一七号）

この規則は、令和四年十月一日から施行する。

附 則（令和四年一二月二三日国家公安委員会規則第二〇号）

この規則は、令和四年十二月二十九日から施行する。

附 則（令和五年四月二八日国家公安委員会規則第八号）

この規則は、競馬法の一部を改正する法律附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日（令和五年五月一日）から施行する。

附 則（令和五年五月三一日国家公安委員会規則第一一号）

この規則は、安定的かつ効率的な資金決済制度の構築を図るための資金決済に関する法律等の一部を改正する法律（令和四年法律第六十一号）の施行の日（令和五年六月一日）から施行する。

附 則（令和五年七月一〇日国家公安委員会規則第一二号）抄

（施行期日）

第一条 この規則は、令和五年七月十三日から施行する。

（暴力団員による不當な行為の防止等に関する法律施行規則）

第三条 第四条の規定による改正後の暴力団員による不當な行為の防止等に関する法律施行規則（以下この条において「新規則」という。）第一条の規定の適用については、旧刑法第百七十七条又は第百八十一条若しくは第百八十二条第二項（これらの規定中旧刑法第百七十七条の罪に係る部分に限る。）に規定する罪は、新規則第一条第二号に掲げる罪とみなす。

附 則（令和六年二月一日国家公安委員会規則第三号）

（施行期日）

第一条 この規則は、金融商品取引法等の一部を改正する法律附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日（令和六年二月一日）から施行する。

別記様式第1号(第4条関係)

※受理年月日	※受理番号	※確認年月日	第号	
確認請求書				
年月日				
国家公安委員会 殿				
公安委員会 国				
下記暴力団を暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第3条第4条の規定により指定したいので、同法第6条第1項の規定による確認を求める。				
記				
指定をしようとする暴力団	名 称			
	主たる事務所の所在地			
	代表する者 又はこれに代わるべき者	本(国)籍		
		住 所		
		氏 名		
	生年月日			年月日
指定の要件に該当すると認められる理由				

備考 1 ※印欄には記載しないこと。
 2 所定の欄に記載することができないときは、別紙に記載の上、これを添付すること。
 3 不用の文字は、横線で消すこと。
 4 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

別記様式第2号(第4条関係)

第号				
確認結果通知書				
年月日				
公安委員会 殿				
国家公安委員会 国				
確認請求書(年月日 第号)により確認の請求のあった下記の暴力団、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第6条第1項の規定による確認の結果は下記のとおりであるので通知する。				
記				
確認に係る暴力団	名 称			
	主たる事務所の所在地			
	代表する者 又はこれに代わるべき者	本(国)籍		
		住 所		
		氏 名		
	生年月日			年月日
確認の結果				
法第3条第4条の要件に該当する				
該当しない旨の確認の場合は その理由				

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

別記様式第3号(第7条関係)

第 号		
指 定 通 知 書		
年 月 日		
殿		
公安委員会 國		
下記暴力團を暴力團員による不当な行為の防止等に関する法律 第3条 の規定により指 定したので同法第7条第3項の規定により、下記のとおり通知する。		
記		
指定に係る暴力團	名 称	
	主たる事務所の所在地	
	代表する者 住 所	
	又はこれに 代わるべき者 氏 名	
	指 定 番 号	
指 定 を し た 年 月 日 年 月 日		
指 定 を し た 理 由		

備考 1 所定の欄に記載することができないときは、別紙に記載の上、これを添付すること。
2 不用の文字は、横線で消すこと。
3 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

別記様式第4号(第8条関係)

第 号				
※受理年月日		※受理番号	※確認年月日	
取 消 確 認 請 求 書				
年 月 日				
国家公安委員会 殿				
公安委員会 國				
下記指定暴力團等につき暴力團員による不当な行為の防止等に関する法律第8条第1項 第1号 の規定により指定の取消しをしたいので、同条第4項の規定による確認を求める。				
記				
と指す定るの指取消定消暴し力を団し等よう	指 定 番 号			
	指 定 を し た 年 月 日	年 月 日		
	名 称			
	主たる事務所の所在地			
	代表する者 住 所	本(国)籍		
		又はこれに 代わるべき者		
		氏 名		
		生年月日	年 月 日	
		指定を取り消さなければなら ない場合に該当すると認める 理由		

備考 1 ※印欄には記載しないこと。
2 所定の欄に記載することができないときは、別紙に記載の上、これを添付すること。
3 不用の文字は、横線で消すこと。
4 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

別記様式第5号(第8条関係)

第 号			
取 消 確 認 結 果 通 知 書			
年 月 日			
公安委員会 殿			
国家公安委員会 國			
取消確認請求書(年 月 日 第 号)により確認の請求のあった下記の指定暴力團等の、暴力團員による不当な行為の防止等に関する法律第8条第4項の規定による確認の結果は下記のとおりであるので通知する。			
記			
指 定 認 定 暴 力 係 団 等 の	指 定 番 号		
	指 定 を し た 年 月 日	年 月 日	
	名 称		
	主たる事務所の所在地		
	代表する者 又はこれに 代わるべき 者	本(国)籍	
		住 所	
		氏 名	
生年月日	年 月 日		
確 認 の 結 果		法第8条第2項 第1号に掲げる場合に該当する 法第8条第2項 第2号に掲げる場合に該当しない	
該当しない旨の確認の場合は その理由			

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

別記様式第6号(第11条関係)

第 号			
指 定 取 消 通 知 書			
年 月 日			
公安委員会 殿			
國家公安委員會 國			
下記指定暴力團等の指定を取り消したので、暴力團員による不当な行為の防止等に関する法律第8条第7項において準用する同法第7条第3項の規定により、下記のとおり通知する。			
記			
指 定 暴 力 团 指 定 取 消 等 し に 係 る	指 定 番 号		
	指 定 を し た 年 月 日	年 月 日	
	名 称		
	主たる事務所の所在地		
	代表する者 又はこれに 代わるべき 者	住 所	
		氏 名	
		指 定 の 取 消 し の 根 拠 と な る 適 用 法 条	法第8条第 項第 号
指 定 を 取 り 消 し た 年 月 日	年 月 日		

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

別記様式第7号(第14条関係)

援助申出書	
暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第13条の規定による援助を受けたいので、次のとおり申し出ます。	
年月日	
公安委員会 殿	
申出人の氏名又は名称	
申出人	住所
職業	
氏名又は名称	
暴力的・準暴力的要求行為の内容	
暴力的・準暴力的要求行為をした者に対し求めたい措置の内容	
受けたい援助の内容	
※	

備考 ※印欄には記載しないこと。

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

別記様式第8号(第16条関係)

(表)

写真	被害回復アドバイザー証 氏名 (年月日生)	第号
上記の者は、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律施行規則第16条に定める被害回復アドバイザーであることを証明する。		
年月日	警察本部長	印
85.6		

(裏)

暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律施行規則(抜粋)
第16条 略
2 略
3 被害回復アドバイザーは、その職務を行うに当たっては、その身分を示す別記様式第8号の身分証明書を携帯し、関係者から請求があったときは、これを提示しなければならない。

備考 図示の長さの単位は、ミリメートルとする。

別記様式第9号(第17条関係)

※受理年月日	※受理番号	
責任者選任届出書		
暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第14条第1項に規定する責任者として下記の者を選任したので暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律施行規則第17条第1項の規定により届出をします。		
年　月　日		
公安委員会 殿		
届出者の氏名又は名称		
記		
届出者 責任者 選任者	事業所の所在地	
	業種	
	氏名又は名称	
	(ふりがな) 氏名	
	生年月日	年　月　日
	役職名	
連絡先	電話 ()	
選任年月日	年　月　日	

備考 ※印欄には記載しないこと。

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

別記様式第10号(第19条関係)

責任者講習通知書	
年　月　日	
(責任者) 殿	
公安委員会 團	
暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第14条第2項に規定する講習を下記のとおり行うので通知します。	
記	
講習の日時	年　月　日 時　分から　時　分まで
講習の場所	
講習の種別	
受講申込受付期間	年　月　日から　年　月　日まで
受講申込先	
備考	

別記様式第11号(第19条関係)

	※受理年月日	※受理番号	※受講修了書番号

責任者講習受講申込書

責任者講習の受講を申し込みます。

年 月 日

公安委員会 殿

申込人の氏名又は名称及び事業所の所在地

(ふりがな) 責任者の氏名	
責任者の連絡先	電話 ()
選任年月日	年 月 日
講習の種別	
講習の日時	年 月 日 時 分から 時 分まで
講習の場所	

備考 ※印欄には記載しないこと。

別記様式第12号(第19条関係)

第 号
受講修了書
住 所
氏 名
講習の種別
講習年月日
暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第14条第2項に規定する講習を受講した者であることを証明する。
年 月 日
公安委員会 <input type="checkbox"/>

別記様式第13号（第20条、第32条の6関係）

<p>この事務所に暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第15条の2第4項において準用する同条第1項の規定により、この事務所に暴力団員止等の措置がなされた場合に、この事務所は、暴力団員の不正当な行為の防止のための使用制限の命令を受けています。</p> <table border="1" style="margin-top: 10px;"> <tr> <td style="width: 50px;">期間</td> <td>年 月 日から</td> </tr> <tr> <td></td> <td>年 月 日まで</td> </tr> </table> <p style="text-align: center;">公 安 委 員 会</p> <p style="text-align: center;">この標章を損壊・汚損し、又は上記期間中に取り除くと処罰されます。</p>		期間	年 月 日から		年 月 日まで	
期間	年 月 日から					
	年 月 日まで					

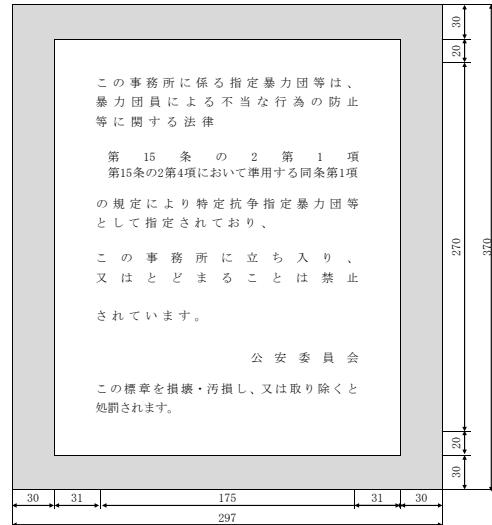
- 備考
- 不用の文字は、横線で消すこと。
 - 「使用制限」及び「公安委員会」の文字の書体は、ゴシックとする。
 - 色彩は、「使用制限」の文字及び枠を赤色、その他の文字及び表を黒色又は紺色、地を黄色又は白色とする。
 - 塗料は耐光性のものを用いるものとする。
 - 図示の長さの単位は、ミリメートルとする。
 - 標章の材質は、容易に劣化しないものとする。
 - 裏面には、容易に剥がれない接着剤を塗布するものとする。
 - 事務所又はその付近の状況その他の事由により必要があると認める場合には、図示の寸法は、2分の1倍まで縮小し、又は2倍まで拡大することができる。

別記様式第14号（第21条、第30条関係）

<p style="text-align: center;">第 号</p> <p style="text-align: center;">指定期限延長通知書</p> <p style="text-align: center;">年 月 日</p> <p style="text-align: right;">公安委員会 団</p> <p style="text-align: center;">第 15 条 の 2 第 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第15条の2第4項において準用する 第 30 条 の 8 第</p> <p style="text-align: center;">2 項 同条第2項の規定により、指定通知書（ 年 月 日 第 号）に係る特定抗 2 項 争指定暴力団等の指定の期限を延長したので、下記のとおり通知する。 険指定暴力団等</p> <p style="text-align: center;">記</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 50%;">延長後の 期 限</td> <td>年 月 日まで</td> </tr> <tr> <td colspan="2">期限を 延長する 理 由</td> </tr> </table>		延長後の 期 限	年 月 日まで	期限を 延長する 理 由	
延長後の 期 限	年 月 日まで				
期限を 延長する 理 由					

- 備考
- 所定の欄に記載することができないときは、別紙に記載の上、これを添付すること。
 - 不用の文字は、横線で消すこと。
 - 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

別記様式第15号（第21条の2関係）



- 備考 1 不用の文字は、横線で消すこと。
2 「この事務所に立ち入り、又はとどまることは禁止」及び「公安委員会」の文字
の書体は、ゴシックとする。
3 色彩は、「この事務所に立ち入り、又はとどまることは禁止」の文字及び枠を赤
色、その他の文字を黒色又は紺色、地を黄色又は白色とする。
4 塗料は耐光性のものを用いるものとする。
5 図示の長さの単位は、ミリメートルとする。
6 標章の材質は、容易に劣化しないものとする。
7 裏面には、容易に剥がれない接着剤を塗布するものとする。
8 事務所又はその付近の状況その他の事由により必要があると認める場合には、図
示の寸法は、2分の1倍まで縮小し、又は2倍まで拡大することができる。

別記様式第16号（第21条の5、第32条の2関係）

第 号	
指 定 通 知 書	
年 月 日	
殿 公安委員会 團	
第 15 条 下記指定暴力団等を暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第15条の2第4項 第 30 条	
の 2 第 1 項 特定抗争指定暴力団等 において準用する同条第1項の規定により 特定危険指定暴力団等 として指定したので同法 の 8 第 1 項	
第15条の2第8項 において準用する同法第7条第3項の規定により、下記のとおり通知す 第30条の8第4項 る。	
記	
指 定 に 係 る 指 定 暴 力 團 等	名 称
	主たる事務所の所在地
	指 定 番 号
	代表する者 住 所
	又はこれに 代わるべき者 氏 名
警 戒 区 域	
指 定 を し た 年 月 日 年 月 日	
指 定 の 期 限 年 月 日 まで	
指 定 を し た 理 由	

- 備考 1 所定の欄に記載することができないときは、別紙に記載の上、これを添付すること。
2 不用の文字は、横線で消すこと。
3 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

別記様式第17号(第21条の8、第32条の5関係)

第 号		
警 戒 区 域 変 更 通 知 書		
年 月 日		
殿		
公安委員会 団		
第 15 条 の 2 第 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第15条の2第4項において準用する 第 30 条 の 8 第		
3 項 同条第3項の規定により、指定通知書(年 月 日第 号)に係る 特定抗争指 3 項 定暴力団等の指定に係る警戒区域を変更したので、同法 第15条の2第9項 において準用す 定暴力団等 第30条の8第5項 る同法第7条第3項の規定により、下記のとおり通知する。		
記		
警 戒 区 域 定 暴 力 团 等 等 に 係 る	名 称	
	主たる事務所の所在地	
	指 定 番 号	
	代 表 す る 者	住 所
	又 は こ れ に 代 わ る べき 者	氏 名
	警 戒 区 域 の 変 更 に 係 る 指 定 を し た 年 月 日	
年 月 日		
変 更 後 の 警 戒 区 域		
年 月 日		
変 更 し た 年 月 日		
年 月 日		
変 更 し た 理 由		

備考 1 所定の欄に記載することができないときは、別紙に記載の上、これを添付すること。

2 不用の文字は、横線で消すこと。

3 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

別記様式第18号(第21条の11、第32条の9関係)

第 号		
指 定 取 消 通 知 書		
年 月 日		
殿		
公安委員会 団		
特 定 抗 争 指 定 暴 力 团 等 の 指 定 を 取 り 消 し た の で、暴 力 団 員 に 特 定 危 険 指 定 暴 力 団 等		
下記指定暴力団等に係る 第15条の4第2項 よ る 不 当 な 行 为 の 防 止 等 に 關 する 法 律 第30条の12第2項 の 规 定 に よ り 、下記のとおり通知する。		
記		
指 定 を し た 年 月 日 名 称 主たる事務所の所在地 指 定 番 号 代 表 す る 者 又 は こ れ に 代 わ る べき 者	指 定 を し た 年 月 日	年 月 日
	年 月 日	
	年 月 日	
	年 月 日	
	年 月 日	
	年 月 日	

備考 1 不用の文字は、横線で消すこと。

2 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

別記様式第19号(第25条関係)

(表)

		第 号
写 真		社会復帰アドバイザー証 氏 名 (年 月 日生)
上記の者は、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律施行規則第25条に定める社会復帰アドバイザーであることを証明する。 年 月 日		
警察本部長		
85.6		

① 155

(裏)

暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律施行規則(抜粋)
第25条 略 2・3 略 4 社会復帰アドバイザーは、その職務を行うに当たっては、その身分を示す別記様式第19号の身分証明書を携帯し、関係者から請求があったときは、これを提示しなければならない。

備考 図示の長さの単位は、ミリメートルとする。

別記様式第20号(第34条関係)

報 告 調 書			
事 案 の 件 名			
報 告 者	氏 名	年 月 日生(歳)	
	年 齢		
	住 所	電話 ()	
職 業	指定暴力団員にあっては、所属する指定暴力団等の名称		
聽 取 者	官職	氏名	
聽 取 日 時	年 月 日	時 分から	時 分までの間
聽 取 場 所			
本職は、見出しの件につき、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第33条第1項の規定により上記報告者が報告した内容を次のとおり聽取した。			

備考 1 報告の内容については、所定の欄に続き、別紙(横罫紙)に記載の上、これを添付すること。

2 用紙の大きさは、日本産業規格A4すること。

別記様式第21号（第35条関係）

提出資料目録					
年月日 公安委員会					
暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第33条第1項の規定により提出者が提出した下記目録の資料を受領した。					
記					
事案の件名					
提出者	氏名				
提出者	住所				
提出を受けた年月日		年	月	日	
目録					
番号	標目	数量	所有者の氏名及び住所		備考
取扱者	官職	氏名	㊂		

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

別記様式第22号（第35条関係）

還付請求書					
年月日					
公安委員会 殿					
住所 氏名					
下記目録の物件の還付を受け、領収しました。					
記					
目録					
番号	標目	数量	所有者の氏名及び住所		備考
取扱者	官職	氏名	㊂		

備考 1 「目録」欄の記載は、取扱者において行うこと。
2 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

別記様式第23号(第36条関係)

(表)

身 分 証 明 書		第 号
写 真	官 職	氏 名
上記の者は、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第33条第1項の規定による立入検査に従事する警察職員であることを証明する。		
年 月 日		
公安委員会		
		85.6

(裏)

暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(抜粋)
第33条 略
2 前項の規定による立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。
3 略

備考 図示の長さの単位は、ミリメートルとする。

別記様式第24号(第37条関係)

移 送 通 知 書		第 号
公 安 委 員 会 殿		年 月 日
公安委員会		
警察本部長		
暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第35条第1項の規定により同法第35条第4項の規定に係る仮の命令をしたので、同法第35条第4項の規定により、下記の仮の命令に係る移送通知書を送付する。		
記		
再発防止仮命令書 の日付及び番号	年 月 日	第 号
氏 名		
仮 生 年 月 日	年 月 日	
違 反 行 为		
の 時 の 住 所		
命 令 の 定 め	名 称	
を 受 け た 者	主たる事務所の所在地	
する団員指定あれる暴力団合等には		

備考 1 不用の文字は、横線で消すこと。

2 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

別記様式第25号(第42条関係)

第　号	
主たる事務所決定通報書	
年　月　日	
公安委員会 殿	
警察庁長官 <input type="checkbox"/>	
暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第36条第2項の規定により、下記のとおり暴力団の主たる事務所を決定したので通報する。	
記	
暴 力 団 の 名 称	
暴力団を代表する者又はこれに代わるべき者の氏名	
主たる事務所の所在地	
変更前の主たる事務所の所在地	

備考 1 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。
 2 「変更前の主たる事務所の所在地」欄は、主たる事務所の所在地の変更の場合に記載すること。

別記様式第26号(第45条関係)

第　号		
(1面)		
中 止 命 令 書		
年　月　日		
殿		
公安委員会 <input type="checkbox"/> 警察署長 <input type="checkbox"/>		
命 令 を 受ける者	本(国)籍	
	住 所	
	氏 名	
	生年月日	年　月　日
上記の者に対し、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第　条第　項の規定により、下記のとおり命令する。		
記		
命 令 の 内 容		

(2面)

命令をする由 理	
-------------	--

備考 1 所定の欄に記載することができないときは、別紙に記載の上、これを添付すること。
 2 不用の文字は、横線で消すこと。
 3 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

別記様式第27号(第45条関係)

(1面)

第 号		
再発防止命令書		
年 月 日		
殿		
公安部員会 団		
命令を受ける者	本(国)籍	
	住 所	
	氏 名	
	生年月日	年 月 日
上記の者に対し、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第 条第 項の規定により、下記のとおり命令する。		
記		
命令の内容		

(2面)

命 令 を す る 理	
----------------	--

備考 1 所定の欄に記載することができないときは、別紙に記載の上、これを添付すること。

2 不用の文字は、横線で消すこと。

3 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

別記様式第28号(第45条関係)

(1面)

第 号		
指 示 書		
年 月 日		
殿		
公安委員会 <input type="checkbox"/> 警察本部長 <input type="checkbox"/>		
指 示 を 受ける者	本(国)籍	
	住 所	
	氏 名	
	生年月日	年 月 日
上記の者に対し、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第12条の4第2項の規定により、下記のとおり指示する。		
記		
指 示 の 内 容		

(2面)

指 示 を す る 理 由	
------------------	--

備考 1 所定の欄に記載することができないときは、別紙に記載の上、これを添付すること。
 2 不用の文字は、横線で消すこと。
 3 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

別記様式第29号（第45条関係）

別記様式第29号（第45条関係）

(1面)

第 号		
事務所使用制限命令書		
年 月 日		
殿		
公安委員会 団		
命 令 を 受ける者	本(国)籍	
	住 所	
	氏 名	
	生年月日	年 月 日
	現に 使用している 事務所の所在地	
	第 15 条 上記の者に対し、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律 第15条第3項における 第 30 条 の	
第 1 項 いて準用する同条第1項の規定により、下記のとおり命令する。 11 第 1 項		
記		
命 令 の 内 容		
命令の有効期間 年 月 日から 年 月 日まで		

(2面)

命令をする 理由	
-------------	--

備考 1 所定の欄に記載することができないときは、別紙に記載の上、これを添付すること。
 2 不用の文字は、横線で消すこと。
 3 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

別記様式第30号(第45条関係)

第 号	
命令期限延長通知書	
年 月 日	
殿	
公安委員会 団	
第 15 条 第 2 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律 第15条第3項において準用する同条第 第 30 条 の 11 第 2	
項 2項の規定により、事務所使用制限命令書(年 月 日第 号)による命令の 項	
期限を、下記のとおり延長する。	
記	
命令の延長 期間	年 月 日から 年 月 日まで
期 限 を 延 長 す る 由 理	

備考 1 所定の欄に記載することができないときは、別紙に記載の上、これを添付すること。
 2 不用の文字は、横線で消すこと。
 3 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

別記様式第31号(第45条関係)

(1面)

第 号												
少年脱退措置命令書												
年 月 日												
般												
公安委員会 団												
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 10%;">命 令 を</td> <td style="width: 10%;">本(国)籍</td> <td style="width: 80%;"></td> </tr> <tr> <td>受ける者</td> <td>住 所</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>氏 名</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>生年月日</td> <td>年 月 日</td> </tr> </table>	命 令 を	本(国)籍		受ける者	住 所			氏 名			生年月日	年 月 日
命 令 を	本(国)籍											
受ける者	住 所											
	氏 名											
	生年月日	年 月 日										
上記の者に対し、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第18条第3項の規定により、下記のとおり命令する。												
記												
命 令 の 内 容												

(2面)

命 令 を す る 理 由	
------------------	--

備考 1 所定の欄に記載することができないときは、別紙に記載の上、これを添付すること。
2 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

別記様式第32号(第45条関係)

(1面)

第 号												
請 求 犯 害 防 止 命 令 書												
年 月 日												
殿												
公安委員会 団												
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 15%;">命 令 を</td> <td style="width: 15%;">本 (国) 籍</td> <td style="width: 70%;"></td> </tr> <tr> <td>受ける者</td> <td>住 所</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>氏 名</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>生年月日</td> <td>年 月 日</td> </tr> </table>	命 令 を	本 (国) 籍		受ける者	住 所			氏 名			生年月日	年 月 日
命 令 を	本 (国) 籍											
受ける者	住 所											
	氏 名											
	生年月日	年 月 日										
上記の者に対し、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第30条の4の規定により、下記のとおり命令する。												
記												
命 令 の 内 容												

(2面)

命 令 を す る 理 由	
---------------	--

備考 1 所定の欄に記載することができないときは、別紙に記載の上、これを添付すること。
2 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

別記様式第33号(第45条関係)

(1面)

第 号										
賞 扬 等 禁 止 命 令 書										
年 月 日										
殿										
公安委員会 団										
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 15%;">命 令 を</td> <td style="width: 85%;">本(国)籍</td> </tr> <tr> <td>受ける者</td> <td>住 所</td> </tr> <tr> <td></td> <td>氏 名</td> </tr> <tr> <td></td> <td>生年月日</td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: right;">年 月 日</td> </tr> </table>	命 令 を	本(国)籍	受ける者	住 所		氏 名		生年月日		年 月 日
命 令 を	本(国)籍									
受ける者	住 所									
	氏 名									
	生年月日									
	年 月 日									
上記の者に対し、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第30条の5第1項の規定により、下記のとおり命令する。										
記										
命 令 の 内 容										

(2面)

命 令 を す る 理 由	
------------------	--

備考 1 所定の欄に記載することができないときは、別紙に記載の上、これを添付すること。
2 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

別記様式第34号(第45条関係)

(1面)

第 号												
用心棒行為等防止命令書												
年 月 日												
般												
公安委員会 団												
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 15%;">命令を</td> <td style="width: 15%;">本(国)籍</td> <td></td> </tr> <tr> <td>受ける者</td> <td>住 所</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>氏 名</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>生年月日</td> <td>年 月 日</td> </tr> </table>	命令を	本(国)籍		受ける者	住 所			氏 名			生年月日	年 月 日
命令を	本(国)籍											
受ける者	住 所											
	氏 名											
	生年月日	年 月 日										
上記の者に対し、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第30条の7第2項の規定により、下記のとおり命令する。												
記												
命令の内容												

(2面)

命令をする由 理	
-------------	--

備考 1 所定の欄に記載することができないときは、別紙に記載の上、これを添付すること。
 2 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

別記様式第35号(第45条関係)

(1面)

第 号	
再 発 防 止 命 令 書	
年 月 日	
殿	
公安委員会 <input type="checkbox"/>	
警察本部長 <input type="checkbox"/>	
命 令 を	本 (国) 籍
受 け る 者	住 所
	氏 名
	生 年 月 日
	年 月 日
上記の者に対し、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第35条第1項の規定により、下記のとおり命令する。	
記	
命 令 の 内 容	
命 令 の 有 效 期 間	年 月 日 から 年 月 日 まで

(2面)

命 令 を す る 理 由	
---------------	--

備考 1 所定の欄に記載することができないときは、別紙に記載の上、これを添付すること。
 2 不用の文字は、横線で消すこと。
 3 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

別記様式第36号(第45条関係)

(1面)

事務所使用制限仮命令書		
年月日		
殿		
公安委員会 団 警察本部長 団		
命令を受ける者	本(国)籍	
	住所	
	氏名	
	生年月日	年月日
	現に 管理している 使用 事務所の所在地	
上記の者に対し、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第35条第1項の規定により、下記のとおり命令する。		
記		
命令の内容		
命令の有効期間 年月日から 年月日まで		

(2面)

命令をする由 理	
-------------	--

備考 1 所定の欄に記載することができないときは、別紙に記載の上、これを添付すること。

2 不用の文字は、横線で消すこと。

3 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

別記様式第37号(第45条関係)

(1面)

第 号	
請 求 妨 害 防 止 仮 命 令 書	
年 月 日	
殿	
公安委員会 <input type="checkbox"/>	
警察本部長 <input type="checkbox"/>	
命 令 を	本 (国) 籍
受 け る 者	住 所
	氏 名
	生 年 月 日
	年 月 日
上記の者に対し、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第35条第1項の規定により、下記のとおり命令する。	
記	
命 令 の 内 容	
命 令 の 有 効 期 間 年 月 日 か ら 年 月 日 ま で	

(2面)

命 令 を す る 理 由	
---------------	--

備考 1 所定の欄に記載することができないときは、別紙に記載の上、これを添付すること。
 2 不用の文字は、横線で消すこと。
 3 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

別記様式第38号(第45条関係)

(1面)

第 号								
賞 扬 等 禁 止 命 令 書								
年 月 日								
殿								
公安委員会 <input type="checkbox"/>								
警察本部長 <input type="checkbox"/>								
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 15%;">命 令 を</td> <td style="width: 85%;">本(国)籍</td> </tr> <tr> <td>受ける者</td> <td>住 所</td> </tr> <tr> <td></td> <td>氏 名</td> </tr> <tr> <td></td> <td>生年月日</td> </tr> </table>	命 令 を	本(国)籍	受ける者	住 所		氏 名		生年月日
命 令 を	本(国)籍							
受ける者	住 所							
	氏 名							
	生年月日							
年 月 日								
上記の者に対し、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第35条第1項の規定により、下記のとおり命令する。								
記								
命 令 の 内 容								
命令の有効期間 年 月 日から 年 月 日まで								

(2面)

命 令 を す る 理 由	
------------------	--

備考 1 所定の欄に記載することができないときは、別紙に記載の上、これを添付すること。

2 不用の文字は、横線で消すこと。

3 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

別記様式第39号(第45条関係)

(1面)

第 号	
用心棒行為等防止仮命令書	
年 月 日	
殿	
公安委員会 <input type="checkbox"/> 警察本部長 <input type="checkbox"/>	
命令を受ける者	本(国)籍
	住所
	氏名
	生年月日
年 月 日	
上記の者に対し、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第35条第1項の規定により、下記のとおり命令する。	
記	
命令の内容	
命令の有効期間	年 月 日から 年 月 日まで

(2面)

命令をする理由	

備考 1 所定の欄に記載することができないときは、別紙に記載の上、これを添付すること。
 2 不用の文字は、横線で消すこと。
 3 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。